

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年6月23日

【会社名】 株式会社イントランス

【英訳名】 INTRANCE CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 何 同璽

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区道玄坂一丁目16番5号

【電話番号】 03-6803-8100(代表)

【事務連絡者氏名】 管理部部長 森田 康之

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区道玄坂一丁目16番5号

【電話番号】 03-6803-8100(代表)

【事務連絡者氏名】 管理部部長 森田 康之

【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】 新株予約権付社債及び新株予約権証券

【届出の対象とした募集(売出)金額】

| | |
|---|--------------|
| (第3回無担保転換社債型新株予約権付社債) | 300,000,000円 |
| その他の者に対する割当 (第11回新株予約権) | 3,535,672円 |
| 新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額 | 422,233,672円 |

(注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権付社債(第3回無担保転換社債型新株予約権付社債)】

| | |
|------------------|--|
| 銘柄 | 株式会社イントランス第3回無担保転換社債型新株予約権付社債(以下、「本転換社債」といい、このうち社債部分を「本社債」、新株予約権部分を「本新株予約権」という。また、株式会社イントランスを「発行会社」という。) |
| 記名・無記名の別 | 無記名式とし、新株予約権付社債券は発行しない。 |
| 券面総額又は振替社債の総額(円) | 金300,000,000円 |
| 各社債の金額(円) | 金10,000,000円 |
| 発行価額の総額(円) | 金300,000,000円 |
| 発行価格(円) | 各社債の金額100円につき金100円とする。 但し、本新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。 |
| 利率(%) | 本社債には利息を付さない。 |
| 利払日 | 該当事項なし。 |
| 利息支払の方法 | 該当事項なし。 |
| 償還期日 | 2029年7月9日 |
| 償還の方法 | 1 本社債は、2029年7月9日にその総額を本社債の額面金額100円につき金100円で償還する。 2 本項に定める償還すべき日が銀行休業日にあたる場合は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。 |
| 募集の方法 | 第三者割当の方法により、ダイナミックソリューショングループ株式会社(以下「割当予定先」または「DSG社」という。)に全額を割り当てる。 |
| 申込証拠金(円) | 該当事項なし。 |
| 申込期日 | 2026年7月9日 |
| 申込取扱場所 | 株式会社イントランス 管理部 東京都渋谷区道玄坂一丁目16番5号 |
| 払込期日 | 2026年7月9日 本新株予約権を割り当てる日は2026年7月9日とする。 |
| 振替機関 | 該当事項なし |
| 担保 | 本新株予約権付社債には担保及び保証は付されておらず、また、本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。 |
| 財務上の特約(担保提供制限) | 該当事項なし。 |
| 財務上の特約(その他の条項) | 該当事項なし。 |

(注) 1. 本新株予約権付社債については、2026年6月23日(以下「発行決議日」といいます。)付の当社取締役会において発行を決議しております。

2. 社債管理者の不設置

本新株予約権付社債は、会社法第702条但書及び会社法施行規則第169条の要件を充たすものであり、社債管理者は設置しません。

3. 本新株予約権付社債権者に通知する場合の公告

本新株予約権付社債権の保有者(以下、「本新株予約権付社債権者」といいます。)に対する通知は、当社の定款所定の公告の方法によりこれを行います。但し、法令に別段の定めがある場合を除き、公告に代えて各本新株予約権付社債権者に対し直接に通知する方法によることができます。

4. 社債権者集会に関する事項

(1) 本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、開催日の少なくとも2週間前までに本社債の社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を公告又は通知する。

(2) 本社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。

(新株予約権付社債に関する事項)

| | |
|------------------|--|
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 当社普通株式 (完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。なお、単元株式数は100株である。) |
| 新株予約権の目的となる株式の数 | 2,307,690株 本新株予約権の行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。)する数(以下、本「1 新規発行新株予約権付社債(第3回無担保転換社債型新株予約権付社債)」において、「交付株式数」という。)は、行使請求に係る本新株予約権に係る本社債の金額の総額を本表中「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項記載の転換価額で除して得られる最大整数とする。 但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | <p>1 本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額はその金額と同額とする。</p> <p>2 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる1株当たりの額(以下「転換価額」という。)は、当初130円とする。但し、下記第4の規定に従って調整される。</p> <p>3 転換価額の修正 転換価額の修正は行わない。</p> <p>4 転換価額の調整</p> <p>(1) 当社は、当社が本新株予約権付社債の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。</p> $\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$ <p>(2) 転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(但し、当社の役員及び従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬として株式を交付する場合、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使による場合を除く。)</p> <p>調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p> <p>当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てにより当社普通株式を発行する場合</p> <p>調整後の転換価額は、株式分割のための基準日の翌日以降又は当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。但し、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。</p> |

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され若しくは取得を請求できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債(但し、当社の役員及び従業員に対し割当て又は交付される新株予約権(但し、累計で、当該時点における当社の発行済株式総数の[10]%に相当する数までのものに限る。)を除く。)を発行(無償割当ての場合を含む。)する場合

調整後の転換価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券又は権利(以下「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を転換価額調整式の「交付株式数」とみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該取得請求権付株式等の払込期日(新株予約権が無償にて発行される場合は割当日)の翌日以降、又は無償割当てのための基準日がある場合はその日(基準日を定めない場合には効力発生日)の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換又は行使に対して交付される当社普通株式の対価が、取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を転換価額調整式の「交付株式数」とみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株当たりの対価(本において「取得価額等」という。)の下方修正その他これに類する取得価額等の下方への変更(本号乃至第(5)号と類似の希薄化防止条項に基づく取得価額等の調整を除く。以下「下方修正等」という。)が行われ、当該下方修正等後の取得価額等が、当該下方修正等が行われる日(以下「下方修正日」という。)における本項第(4)号 に定める時価を下回る価額になる場合

- () 当該取得請求権付株式等に関し、本号 による転換価額の調整が下方修正日前に行われていない場合、調整後の転換価額は、下方修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが当該下方修正等後の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を転換価額調整式の「交付株式数」とみなして本号 の規定を準用して算出するものとし、下方修正日の翌日以降これを適用する。
- () 当該取得請求権付株式等に関し、本号 又は上記()による転換価額の調整が下方修正日前に行われている場合で、下方修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが当該下方修正等後の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの本項第(4)号 に定める完全希薄化後普通株式数が、当該下方修正等が行われなかった場合の既発行株式数を超えるときには、調整後の転換価額は、当該超過株式数を転換価額調整式の「交付株式数」とみなして、転換価額調整式を準用して算出するものとし、下方修正日の翌日以降これを適用する。

本号 乃至 における対価とは、当該株式又は新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の発行に際して払込みがなされた額(本号 における新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいい、当該転換価額の調整においては、当該対価を転換価額調整式における1株当たりの払込金額とする。

本号 乃至 の各取引において、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、割当ての効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日まで本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により当社普通株式を交付する。この場合、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。なお、株式の交付については後記(注)4の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

本号乃至に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後の転換価額は、本号乃至の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。

- (3) 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満に留まる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。但し、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を調整する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- (4) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。気配値表示を含む。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

転換価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の転換価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日において当社の保有する当社普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に、本項第(2)号乃至第(5)号に基づき「交付株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えたものとする。

完全希薄化後普通株式数は、調整後の転換価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日において当社の保有する当社普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に、本項第(2)号乃至第(5)号に基づき「交付株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数(但し、当該転換価額の調整前に、当該取得請求権付株式等に関して「交付株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。)及び下方修正日時点に残存する当該取得請求権付株式等の全てが下方修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を加えたものとする。

- (5) 本項第(2)号の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本社債権者と協議の上、その承認を得て、必要な転換価額の調整を行う。

株式の併合、資本金の減少、合併、会社法第762条第1項に定められた新設分割、会社法第757条に定められた吸収分割、株式交換、株式移転又は株式交付のために転換価額の調整を必要とするとき。

その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

当社普通株式の株主に対する他の種類の株式の無償割当てのために転換価額の調整を必要とするとき。

転換価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (6) 本項第(1)号乃至第(5)号により転換価額の調整を行うときには、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用開始日その他必要な事項を当該適用開始日の前日までに本社債権者に通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額

金300,000,000円

| | |
|-------------------------------------|--|
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 | <p>1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使に係る本社債の金額の総額を、本表中「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。</p> <p>2 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた金額とする。また、本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じて得た額とする。</p> |
| 新株予約権の行使期間 | 2027年7月10日から2029年7月9日までとする。但し、以下の期間については、本新株予約権を行使することができない。 当社普通株式に係る株主確定日、その前営業日及び前々営業日 株式会社証券保管振替機構が必要であると認めた日 |
| 新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所 | <p>1 本新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社イントランス 管理部</p> <p>2 本新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項なし。</p> <p>3 本新株予約権の行使請求の払込取扱場所 該当事項なし。</p> |
| 新株予約権の行使の条件 | 各本新株予約権の一部行使はできない。 |
| 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件 | 取得の事由及び取得の条件は定めない。 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 本新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより本社債又は本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。また、本新株予約権付社債の譲渡には当社取締役会の承認を要するものとする。 |
| 代用払込みにに関する事項 | 本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額はその払込金額と同額とする。 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | <p>当社が組織再編行為を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に付された本新株予約権の所持人に対して、当該本新株予約権の所持人の有する本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、承継会社等の新株予約権で、下記第(1)号乃至第(10)号に掲げる内容のもの(以下、本「1 新規発行新株予約権付社債(第3回無担保転換社債型新株予約権付社債)」において「承継新株予約権」という。)を交付させるものとする。この場合、組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本社債に係る債務は承継会社等に承継され、本新株予約権の所持人は、承継新株予約権の所持人となるものとし、本新株予約権付社債の要項の本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。なお、「承継会社等」とは、本「1 新規発行新株予約権付社債(第3回無担保転換社債型新株予約権付社債)」において、当社による組織再編行為に係る吸収合併存続会社若しくは新設合併設立会社、吸収分割承継会社若しくは新設分割設立会社、株式交換完全親会社、株式移転完全親会社、株式交付親会社又はその他の日本法上の会社組織再編手続におけるこれらに相当する会社のいずれかをいう。</p> <p>(1) 交付される承継会社等の新株予約権の数 当該組織再編行為の効力発生日直前において残存する本新株予約権付社債の所持人が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。</p> <p>(2) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の種類 承継会社等の普通株式とする。</p> <p>(3) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の数 承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編行為の条件を勘案の上、本新株予約権付社債の要項を参照して決定する他、以下に従う。なお、転換価額は別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項及び第4項第(1)号乃至第(5)号と同様の修正又は調整に服する。</p> |

合併、株式交換、株式移転又は株式交付の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編行為において受領する承継会社等の普通株式の数を受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編行為に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付される場合は、当該証券又は財産の公正な市場価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。

その他の組織再編行為の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債の所持人が得ることのできる経済的利益と同等の経済的利益を受領できるように、転換価額を定める。

(4) 承継会社等の新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法承継会社等の新株予約権1個の行使に際しては、各本社債を出資するものとし、承継会社等の新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。

(5) 承継会社等の新株予約権を行使することができる期間
当該組織再編行為の効力発生日又は承継会社等の新株予約権を交付した日のいずれか遅い日から、別記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとし、別記「新株予約権の行使期間」欄に準ずる制限に服する。

(6) 承継会社等の新株予約権の行使の条件
別記「新株予約権の行使の条件」欄に準じて決定する。

(7) 承継会社等の新株予約権の取得条項
定めない。

(8) 承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) 組織再編行為が生じた場合
本欄の規定に準じて決定する。

(10) その他
承継会社等の新株予約権の行使により承継会社等が交付する承継会社等の普通株式の数につき、1株未満の端数が生じた場合は、会社法の規定に基づいて現金により精算する(承継会社等が単元株制度を採用している場合において、承継会社等の新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算し、1株未満の端数はこれを切り捨てる。)

また、当該組織再編行為の効力発生日時点における本新株予約権付社債の所持人は、本社債を承継会社等の新株予約権とは別に譲渡することができないものとする。かかる本社債の譲渡に関する制限が法律上無効とされる場合には、承継会社等が発行する本社債と同様の社債に付された承継会社等の新株予約権を、当該組織再編行為の効力発生日直前の本新株予約権付社債の所持人に対し、本新株予約権及び本社債の代わりに交付できるものとする。

| | |
|-----|--|
| その他 | <p>割当予定先(割当予定先のグループ会社を含む。以下本条において同じ。)の債務不履行時の取扱いは以下とする。</p> <p>発行者は、発行者及び割当予定先との間で[2026年6月23日付の仕入取引基本契約]その他の契約に基づく割当予定先の債務に債務不履行が生じたとき(以下、「債務不履行発生時」という。)、本新株予約権付社債の発行要項第16項第3号の規定に基づき本新株予約権社債の全部又は一部を割当予定先から買入れるとともに、当該買入れによる割当予定先に対する発行者の買入代金支払債務と、当該時点において割当予定先が発行者に対して負担する一切の金銭債務とを対当額において相殺することができる。</p> <p>この場合、公表されていない事実又は事態であって、それらが公表された場合、発行者の株価に重大な影響を及ぼすおそれのある事実又は事態(金融商品取引法第166条第2項所定の重要事実並びに同法第167条第2項の公開買付け等の実施に関する事実及び中止に関する事実を含むが、これらに限られない。以下、「未公表の重要事実」という。)がある場合は、未公表の重要事実に関する取扱いを発行者及び割当予定先で事前に協議の上、当該買入れを行うものとする。</p> |
|-----|--|

- (注) 1 本社債に付する新株予約権の数
各本社債に付する本新株予約権の数は1個とし、合計30個の本新株予約権を発行する。
- 2 本新株予約権の行使請求の方法
本新株予約権を行使請求しようとする本社債権者は、当社の定める行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権に係る本新株予約権付社債を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名押印した上、行使可能期間中に上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」第1項記載の行使請求受付場所(以下、本「1 新規発行新株予約権付社債(第3回無担保転換社債型新株予約権付社債)」において、「行使請求受付場所」という。)に提出しなければならない。
- 3 本新株予約権の行使請求の効力発生時期
行使請求の効力は、行使請求に必要な書類の全部が行使請求受付場所に到着した日に発生する。
- 4 株式の交付方法
当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに社債、株式等の振替に関する法律第130条第1項及びその他の関係法令に定めるところに従い、当社普通株式を取り扱う振替機関に対し、当該本新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。
- 5 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由
本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と、本社債の利率及び発行価額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととした。

2 【新株予約権付社債の引受け及び新株予約権付社債管理の委託】

該当事項なし。

3 【新規発行新株予約権証券(第11回新株予約権)】

(1) 【募集の条件】

| | |
|---------|---|
| 発行数 | 46,522個(新株予約権1個につき100株) |
| 発行価額の総額 | 3,535,672円 |
| 発行価格 | 新株予約権1個につき76.00円(新株予約権の目的である株式1株につき0.76円) |
| 申込手数料 | 該当事項なし。 |
| 申込単位 | 1個 |
| 申込期間 | 2026年7月9日 |
| 申込証拠金 | 該当事項なし。 |
| 申込取扱場所 | 株式会社イントランス 管理部 東京都渋谷区道玄坂1-16-5 大下ビル9階 |
| 払込期日 | 2026年7月9日 |
| 振替機関 | 該当事項なし |
| 割当日 | 2026年7月9日 |
| 払込取扱場所 | 株式会社みずほ銀行 恵比寿支店 |

- (注) 1 第11回新株予約権(以下「本新株予約権」という。)については、2026年6月23日開催の取締役会において、発行を決議しております。
- 2 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに当社とダイナミックソリューショングループ株式会社(以下「割当予定先」といいます。)との間で、本第11回新株予約権の「総数引受契約」を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
- 3 本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本第11回新株予約権の割当予定先との間で本第11回新株予約権の「総数引受契約」を締結しない場合は、本第11回新株予約権に係る割当は行われないこととなります。
- 4 本第11回新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。

(2) 【新株予約権の内容等】

| | |
|------------------|---|
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 当社普通株式 (完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。なお、単元株式数は100株である。) |
| 新株予約権の目的となる株式の数 | <p>1 本新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、その総数は4,652,200株とする(本新株予約権1個の行使請求により当社が当社普通株式を新たに交付する数(以下、本「3 新規発行新株予約権証券(第11回新株予約権)」において、「交付株式数」という。)は、100株とする。)</p> <p>但し、本欄第2項乃至第5項により交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的となる株式の総数も調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2 当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合(以下「株式分割等」と総称する。)を行う場合には、交付株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。 調整後交付株式数 = 調整前交付株式数 × 株式分割等の比率</p> <p>3 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定に従って、行使価額(同欄第2項に定義する。)の調整を行う場合(但し、株式分割等を原因とする場合を除く。)には、交付株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。</p> $\text{調整後交付株式数} = \frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、同欄第3項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> <p>4 調整後交付株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各調整事由毎に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>5 交付株式数の調整を行うときは、当社は、調整後交付株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権の新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p> |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | <p>1 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に当該行使に係る本新株予約権の交付株式数を乗じた額とする。</p> <p>2 本新株予約権の行使により、当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、当初90円とする。</p> <p>但し、行使価額は第3項の定めるところに従い調整されるものとする。</p> <p>3 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$ |

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(但し、当社の役員及び従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬として株式を交付する場合、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))その他の証券若しくは権利の転換、交換若しくは行使による場合を除く。)

調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。))の翌日以降又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てにより当社普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降又は当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。但し、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され若しくは取得を請求できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債(但し、当社の役員及び従業員に対し割当て又は交付される新株予約権は除く。))を発行(無償割当ての場合を含む。))する場合

調整後の行使価額は、取得請求権付株式等の全てが当初の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付株式数」とみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該取得請求権付株式等の払込期日(新株予約権が無償にて発行される場合は割当日)の翌日以降、又は無償割当てのための基準日がある場合はその日(基準日を定めない場合には効力発生日)の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換又は行使に対して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付株式数」とみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株当たりの対価(本において「取得価額等」という。))の下方修正等が行われ、当該下方修正後の取得価額等が、当該修正日における第(4)号 に定める時価を下回る価額になる場合

()当該取得請求権付株式等に関し、本号 による行使価額の調整が修正日前に行われていない場合、調整後の行使価額は、下方修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが当該下方修正等後の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付株式数」とみなして本号 の規定を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降これを適用する。

()当該取得請求権付株式等に関し、本号 又は上記()による行使価額の調整が修正日前に行われている場合で、下方修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが当該下方修正等後の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの本項第(4)号 に定める完全希薄化後普通株式数が、当該下方修正等が行われなかった場合の既発行株式数を超えるときには、調整後の行使価額は、当該超過株式数を行使価額調整式の「交付株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降これを適用する。

本号 乃至 における対価とは、当該株式又は新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の発行に際して払込みがなされた額(本号 における新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいい、当該行使価額の調整においては、当該対価を行使価額調整式における1株当たりの払込金額とする。

本号 乃至 の各取引において、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、割当ての効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した本新株予約権者に対しては、次の算出方法により当社普通株式を交付する。この場合、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。なお、株式の交付については後記(注)1(3)の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

本号 号乃至 に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後の行使価額は、本号 乃至 の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満に留まる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- (4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。気配値表示を含む。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日において当社の保有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、本項第(2)号乃至第(5)号に基づき「交付株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えたものとする。

完全希薄化後普通株式数は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日において当社の保有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、本項第(2)号乃至第(5)号に基づき「交付株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数(但し、当該行使価額の調整前に、当該取得請求権付株式等に関して「交付株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。)及び修正日に残存する当該取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を加えたものとする。

| | |
|-------------------------------------|---|
| | <p>(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、資本金の減少、合併、会社法第762条第1項に定められた新設分割、会社法第757条に定められた吸収分割、株式交換、株式移転又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>当社普通株式の株主に対する他の種類の株式の無償割当てのために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 本項第(1)号乃至第(5)号により行使価額の調整を行うときには、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を当該適用開始日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p> |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額 | <p>金422,233,672円</p> <p>但し、行使価額が調整された場合には、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は増加又は減少する。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は減少する。</p> |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 | <p>1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使に係る本新株予約権の払込金額の総額を、本表中「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。</p> <p>2 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた金額とする。</p> <p>3 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、本欄第2項記載の資本金等増加限度額から本欄第2項に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p> |
| 新株予約権の行使期間 | <p>2026年7月10日から2028年7月9日までとする。但し、以下の期間については、本新株予約権を行使することができない。</p> <p>当社普通株式に係る株主確定日、その前営業日及び前々営業日 株式会社証券保管振替機構が必要であると認めた日</p> |
| 新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所 | <p>1 新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社イントランス 管理部</p> <p>2 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項なし。</p> <p>3 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社みずほ銀行 恵比寿支店</p> |

| | |
|--------------------------|--|
| 新株予約権の行使の条件 | <p>本新株予約権の行使の条件は、以下のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 各本新株予約権の一部行使はできない。 本新株予約権の行使は、当社と割当予定先との間で締結する「総数引受契約書」に定めるGPUサーバ販売における割当予定先（割当予定先のグループ会社を含む。以下本条において同じ。）の営業協力による「業績条件」が充足した場合に限り、行使することができる。（割当予定先の営業協力を受けずに、当社のみで受注した案件は除く） 2026年6月23日付で発行者及び引受者の間で締結された資本業務提携契約書（以下、「本資本業務提携契約」という。）が有効に存続していること。 本資本業務提携契約に基づいて発行者が取り扱うGPUサーバの業績条件で定めた期間の取扱金額の総額における発行者の利益の割合が、3%以上であること。 （業績条件） 以下のいずれかの条件を満たすこと。なお、 から の各々の条件を満たした際は、各業績条件において達成した各行使可能割合分の行使は、その後いつでも行使可能とする。 直前3か月間の発行者のGPUサーバの取扱金額の総額が7.5億円以上である場合：行使可能割合10% 直前6か月間の発行者のGPUサーバの取扱金額の総額が15億円以上である場合：行使可能割合10% 直前12か月間の発行者のGPUサーバの取扱金額の総額が30億円以上である場合：行使可能割合10% 直前3か月間の発行者のGPUサーバの取扱金額の総額が12.5億円以上である場合：行使可能割合10% 直前6か月間の発行者のGPUサーバの取扱金額の総額が25億円以上である場合：行使可能割合10% 直前12か月間の発行者のGPUサーバの取扱金額の総額が45億円以上である場合：行使可能割合10% 直前3か月間の発行者のGPUサーバの取扱金額の総額が15億円以上である場合：行使可能割合10% 直前6か月間の発行者のGPUサーバの取扱金額の総額が30億円以上である場合：行使可能割合10% 直前12か月間の発行者のGPUサーバの取扱金額の総額が50億円以上である場合：行使可能割合10% 直前12か月間の発行者のGPUサーバの取扱金額の総額が60億円以上である場合：行使可能割合10% （注）上記の業績条件が達成され行使が行われた場合には、適切に開示をします。 |
| 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件 | 該当事項なし。 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。 |
| 代用払込みにに関する事項 | 該当事項なし。 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | <p>当社が組織再編行為を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の所持人に対して、当該本新株予約権の所持人の有する本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、承継会社等の新株予約権で、下記第(1)号乃至第(10)号に掲げる内容のもの（以下、本「3 新規発行新株予約権証券(第11回新株予約権)」において「承継新株予約権」という。）を交付させるものとする。この場合、組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本新株予約権の所持人は、承継新株予約権の所持人となるものとし、本新株予約権の要項の規定は承継新株予約権について準用する。「承継会社等」とは、本「3 新規発行新株予約権証券(第11回新株予約権)」において、当社による組織再編行為に係る吸収合併存続会社若しくは新設合併設立会社、吸収分割承継会社若しくは新設分割設立会社、株式交換完全親会社、株式移転完全親会社、株式交付親会社又はその他の日本法上の会社組織再編手続におけるこれらに相当する会社のいずれかをいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> 交付される承継会社等の新株予約権の数 当該組織再編行為の効力発生日直前において残存する本新株予約権の所持人が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の種類 承継会社等の普通株式とする。 |

- (3) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の数
承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編行為の条件を勘案の上、本新株予約権の要項を参照して決定する他、以下に従う。
合併、株式交換、株式移転又は株式交付の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編行為において受領する承継会社等の普通株式の数を受領できるように、行使価額を定める。当該組織再編行為に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の公正な市場価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。
その他の組織再編行為の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権の所持人が得ることのできる経済的利益と同等の経済的利益を受領できるように、行使価額を定める。
- (4) 承継会社等の新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法
当該組織再編行為の条件を勘案の上、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄に準じて決定する。
- (5) 承継会社等の新株予約権を行使することができる期間
当該組織再編行為の効力発生日又は承継会社等の新株予約権を交付した日のいずれか遅い日から、別記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとし、別記「新株予約権の行使期間」欄に準ずる制限に服する。
- (6) 承継会社等の新株予約権の行使の条件
別記「新株予約権の行使の条件」欄に準じて決定する。
- (7) 承継会社等の新株予約権の取得条項
定めない。
- (8) 承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (9) 組織再編行為が生じた場合
本欄の規定に準じて決定する。
- (10) その他
承継会社等の新株予約権の行使により承継会社等が交付する承継会社等の普通株式の数につき、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

(注) 1 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権の行使請求受付事務は、上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項に定める行使請求受付場所(以下、本「3 新規発行新株予約権証券(第11回新株予約権)」において、「行使請求受付場所」という。)においてこれを取り扱う。
- (2) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書(以下「行使請求書」という。)に、その行使に係る本新株予約権の内容及び数等必要事項を記載して、これに記名押印した上、上記表中「新株予約権の行使期間」欄に定める行使期間中に、行使請求受付場所に提出しなければならない。
本新株予約権を行使しようとする場合、本新株予約権者は行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
行使請求受付場所に対し行使に要する書類を提出した者は、当社による書面による承諾がない限り、その後これを撤回することはできない。

(3) 当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに社債、株式等の振替に関する法律第130条第1項及びその他の関係法令に定めるところに従い、当社普通株式を取り扱う振替機関に対し、当該新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。

2 本新株予約権行使の効力発生時期

本新株予約権の行使の効力は、行使請求に必要な書類の全部が「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項に定める行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される金銭の全額が同欄第3項に定める払込取扱場所の指定する口座に入金された日に発生する。

3 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項なし。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

| 払込金額の総額(円) | 発行諸費用の概算額(円) | 差引手取概算額(円) |
|-------------|--------------|-------------|
| 722,233,672 | 10,377,818 | 711,855,854 |

- (注) 1. 上記払込金額の総額は、第3回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行価額300,000,000円、第11回新株予約権の発行価額の総額3,535,672円、及び第11回新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額422,233,672円を合算した金額であります。なお、本新株予約権の行使による払込みは、原則として本新株予約権者の判断によるため、本新株予約権の行使により支払われる払込金額の総額は、本新株予約権の行使状況による影響を受けます。そのため、上記の差引手取概算額は将来的に変更される可能性があります。
2. 第11回新株予約権の行使による払込みは、各新株予約権者の判断並びに業績条件、株価条件その他の行使条件の達成状況に左右されるため、実際の調達金額及び調達時期は変動する可能性があります。
3. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。
4. 発行諸費用の概算額の内訳は、本新株予約権付社債及び本新株予約権の算定評価報酬費用、弁護士費用、割当予定先の属性調査費用、その他本第三者割当に係る諸費用を見込んでおります。

(2) A I データセンター事業の開始及び資本業務提携契約締結

当社は、本日開催の当社取締役会において、A I データセンター関連事業及びG P Uサーバ販売事業を核としたA I データセンター事業(以下、「本事業」という。)の開始、及び割当予定先との資本業務提携契約締結、並びに割当予定先への第三者割当(以下、「本第三者割当」といいます。)により第3回無担保転換社債型新株予約権付社債(以下、「本新株予約権付社債」といい、それらの社債部分を「本社債」といいます。)第11回新株予約権の発行の決議をしました。

本事業の開始、資本業務提携契約締結及び業務提携契約締結の概要

当社グループは、不動産事業及びホテル運営事業を主な事業として展開してまいりましたが、2026年3月期までの連結会計年度において、4期連続で重要な営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上し、また重要なマイナスの営業キャッシュ・フローを計上し、収益構造の改善、財務基盤の強化及び新たな収益機会の創出が重要な経営課題となっております。

このため、当社グループは、既存事業の収益改善に加え、短中期的に収益貢献が期待できる新たな事業領域の確立が必要であると認識しており、2025年初頭より、A I やW e b 3 分野における事業創成を研究し、2026年1月22日付「第三者割当による第2回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第10回新株予約権の発行に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、第2回新株予約権付社債の資金使途として新規事業資金(企業M & A、新規事業[A I、W e b 3 等])へ700百万円、第10回新株予約権の資金使途として、新規事業資金(企業M & A、新規事業[A I、W e b 3 等])へ700百万円の充当を予定しております。

そしてこの度、生成A I 市場の拡大に伴い需要が高まっているA I 関連事業について、新たな事業機会として検討を進め、本事業を開始することといたしました。

上記より、当社グループは、A I データセンター事業において、D S G 社との間で、A I データセンター関連事業及びG P Uサーバ販売事業に係る資本業務提携を締結し、本事業の拡大を目指すことといたしました。資本業務提携は、D S G 社となり、A I データセンター関連事業及びG P Uサーバ販売事業の取引は、D S G 社の子会社であるデジタルダイナミック株式会社と行うこととなります。

なお、当事業における収益拡大を目指すため、当社は割当予定先との提携において、割当予定先より非定期で1~2名程度の人材を派遣いただくとともに、割当予定先へ当社の事業拡大におけるインセンティブの付与及び取引における信用補完を目的として、第三者割当の詳細に記載のとおり、第3回新株予約権付社債、第11回新株予約権を割り当てることといたしました。

新規事業開始の背景

2025年末における生成A I (Generative A I) の登場以降、A I 技術は社会・産業の各分野に急速に浸透しており、現在まさに新たな産業革命とも呼ぶべき転換点を迎えております。米国の主要テクノロジー企業であるMicrosoft、Amazon、Googleの3社合計で2025年の設備投資額は2,500億ドル(約36兆円)を超え、その大半がA I データセンターの整備に充てられるなど、A I 処理インフラへのグローバル規模の投資は加速の一途をたどっております。

こうした潮流は日本においても顕著であり、政府のA I 戦略・DX推進を背景として、企業・研究機関・公共機

関におけるA Iの社会実装需要は急速に高まっております。世界のデータセンターサービス市場は2025年時点で8,454億ドル(約130兆円)規模に達しており、2030年には1兆7,200億ドル(約265兆円)へと約2倍超に拡大することが見込まれております。

国内においても、データセンターサービス市場は2024年に4兆180億円に達し、2029年には5兆4,036億円へと年平均6%のペースで成長すると予測されております(富士キメラ総研調べ)。

こうした成長の中核を担うのが、A Iの学習・推論処理に不可欠なGPU(画像処理半導体)を搭載したA Iデータセンターであります。

特に、A Iデータセンター向けGPUの世界市場は2026年に137億5,000万ドル規模に達しており、2030年には323億ドルへとCAGR約23.8%の高成長が続くと予測されております。

国内においても、GPUサーバー市場は2024年の840億円から2030年には2,250億円規模に拡大する見込みであり(JMAR調べ)、旺盛な需要に対して供給が追いつかない状況が続いております。

しかしながら、国内においてはA Iデータセンターが一部の特定地域に集中しており、高性能GPUサーバーの需要に対して供給が慢性的に不足している状況にあります。加えて、集中配置による電力負荷の偏在・自然災害時のレジリエンス低下といった社会課題も顕在化しており、GPU調達のコスト高とA Iデータセンターの分散配置は、日本のA I競争力強化にとって喫緊の課題となっております。

こうした中、当社は、創業以来、都市型不動産の再生・活用を主軸とした不動産事業及びホテル運営事業を展開してまいりました。その過程で、国内外の多様なステークホルダーとのネットワークを構築してきており、特に当社代表取締役である何同璽が長年にわたり培ってきた中華圏のA I事業者・投資家との深い関係性は、日本のA Iインフラ整備を推進する上での重要な競争優位であると認識しております。

現在、グローバル市場ではA I開発・実装が急速に進展しており、日本市場への展開を検討する事業者も増加しております。

当社はこうしたA I事業者の日本進出・誘致において橋渡し役を担うことができる稀有なポジションにあると考えており、A Iデータセンター事業への参入は、既存事業における不動産・ホテル運営の知見とシナジーを發揮しつつ、当社グループの新たな収益の柱を確立するものであります。

こうした市場環境及び当社の強みを踏まえ、当社は今般、社内にA Iデータセンター事業部を新設する予定です。本事業部長には、当社代表取締役社長である何同璽が兼任にて就任し、グループ全体のA Iデータセンター事業を統括する予定です。

何同璽は、長年にわたる中華圏におけるアジアパシフィック地域におけるグローバル市場を中心として、A I事業者・投資家との深いネットワークを有しており、その人脈と知見を最大限に活用して本事業を推進する適任者であると判断しております。

このように、当社は、A Iデータセンター運営・構築、GPUサーバ調達等で実績があり、A Iインフラ構築に豊富な知見と実績を有するデジタルダイナミック株式会社をグループに持つDSG社との資本業務提携を締結することで、当社のA Iデータセンター事業が拡大できると考えており、以下の段階的な事業展開を進めてまいります。

[第一フェーズ] GPU国内調達・販売事業の開始

割当予定先と連携し、国内におけるA Iデータセンター向けGPUサーバの調達・販売事業を速やかに開始いたします。需要が旺盛である一方で供給が不足している国内GPU市場において、安定的な調達・供給ルートを確立することで、早期の収益貢献を目指してまいります。

第一フェーズの期間は、2026年7月～2029年6月程度を考えております。

[第二フェーズ] A Iデータセンターの共同開発・運営

GPU販売事業で構築した基盤をもとに、A Iデータセンターの開発・運営事業へと参入してまいります。特定地域への集中を避けた分散型配置の推進により、電力負荷の平準化・災害レジリエンスの強化にも貢献することを目指します。

なお、本フェーズにおいては、当社は自社資金を使用せず、デベロッパーとして機能し、投資家を募ってA Iデータセンターを運営する予定であり、業務提携先等が確定した場合は適切に開示を行います。

第二フェーズの期間は、2026年10月～2029年6月程度と考えております。

[第三フェーズ] グローバルA I事業者の日本市場誘致

当社代表取締役の何同璽が有するグローバル市場のA I事業者・投資家ネットワークを最大限に活用し、日

本への事業展開を検討する海外A I企業の誘致・進出支援を行うことで、日本のA Iエコシステムの発展と国際競争力の強化に貢献してまいります。

第三フェーズの期間は、第一フェーズ、第二フェーズの進捗状況にもよりますが、2027年6月以降を考慮しております。

今回のD S G社との資本業務提携は、上記の第一フェーズを推進するものであります。

また、第三フェーズにつきましては、第一、第二フェーズまで事業が発展した段階で、新たな取り組みをとして展開して着手してまいりますので、現段階における業務提携内容には含めておりません。

上記より、当社は、本業務提携及びA Iデータセンター事業への参入を、当社グループの中長期的な企業価値向上のための重要な経営戦略上の決定と位置づけており、既存事業との相乗効果を最大化しながら、持続可能な成長の実現に向けて取り組んでまいります。

本事業の提携先となる会社の概要

ダイナミックソリューショングループ株式会社

「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 (1) 割当予定先の概要、及び提出者と割当予定先との間の関係」に記載しましたとおりです。

当事業の開始のために特別に支出する金額及び内容

2026年1月22日の取締役会において決議し、同年2月9日に発行しました第2回無担保転換社債型新株予約付社債の発行額である1,297百万円より100百万円、「第11回新株予約権の行使により調達する資金の具体的な使途」に記載している411百万円、合わせて511百万円を使用する予定であり、主にGPUサーバ販売事業に係る仕入資金、前払費用に充当します。

また、同項<第3回新株予約権付社債及び第11回新株予約権の発行により調達する資金の具体的な使途>である300百万円につきましては、当社とD S G社及びそのグループ会社との取引において、当社が万が一に債務不履行等の損害を被った際に、その損害額を軽減させるための信用補完資金として確保し、必要により在庫確保資金として使用します。

本第三者割当による資金調達では、割当予定先との第一フェーズでの資金として活用します。また、割当予定先から派遣される人材費用については、工数に応じて発生費用として割当予定先へ支払うこととなります。

また、第二フェーズの資金につきましては、本第三者割当による資金ではなく、借入金等、新たな調達方法を検討し、進める予定です。

第三フェーズの資金につきましては、第一、第二フェーズにおいて、十分な事業実績を得られて時点で検討してまいります。

日程

| | |
|-----------------------|--|
| a . 取締役会決議日 | 2026年6月23日 |
| b . 事業開始日 | 2026年6月23日(予定) |
| c . 割当予定先との資本業務提携締結日 | 2026年6月23日(予定) 注)資本提携につきましては、第三者割当の効力発生日後に払込がなされた時点で成立します。 |
| d . A Iデータセンター事業部の設立日 | 2026年6月23日(予定) |

(2) 【手取金の使途】

< 資金調達の目的 >

当社グループは、不動産事業及びホテル運営事業を主な事業として展開してまいりましたが、2026年3月期までの連結会計年度において、営業損失は417,123千円(前連結会計年度は営業損失352,518千円)、経常損失は499,148千円(前連結会計年度は経常損失429,247千円)、親会社株主に帰属する当期純損失は501,362千円(前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失432,377千円)となり、4期連続で当期純損失を計上し、また重要なマイナスの営業キャッシュ・フローも502,241千円(前連結会計年度は391,619千円の使用)となり、収益構造の改善、財務基盤の強化及び新たな収益機会の創出が重要な経営課題となっております。

このため、当社グループは、既存事業の収益改善に加え、短中期的に収益貢献が期待できる新たな事業領域の確

立が必要であると認識しており、生成AI市場の拡大に伴い需要が高まっているAIデータセンター関連事業及びGPUサーバ販売事業を中核としたAIデータセンター事業について、新たな事業機会として2025年4月頃より研究及び事業検討を進めてまいりました。

当社グループが計画しておりますAIデータセンター事業とは、上記の第一フェーズから第三フェーズとなります。

上記より、当社グループは、AIデータセンター関連事業において、上記第一フェーズを実現するため、割当予定先との間で、AIデータセンター関連事業及びGPUサーバ販売事業に係る業務提携協議を2026年2月頃より進めてまいりました。

当該事業における収益拡大を目指すため、当社は割当予定先との資本業務提携契約を締結するとともに、割当予定先との営業協力のもと、GPUサーバ販売事業を拡大させ、既存事業を大きく上回る収益体制を築くことを目指すことといたしました。

具体的には、当社が顧客又は投資家との間でGPUサーバ等に関する売買契約を締結し、割当予定先へ発注を行う商流であり、割当予定先は国内外のハードウェア、ソフトウェア、筐体その他装置類をアレンジし、かつ当社の受注拡大に係る営業協力(受注支援、事務支援)を担い、当社は割当予定先の知見やビジネスモデルを活用し、売上及び利益の拡大を目指します。

また、本事業の推進においては、GPUサーバ販売の取扱金額が大きくなると予想されるため、本取引において万が一に債務不履行等の損害が発生し、当社が損害を被ることは、本事業の推進において大きな影響があるため、こうしたリスクを軽減させることを考慮しました。

このため、当社は、第3回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行により、DSG社及びそのグループ会社との取引により、万が一の債務不履行等の損害にかかる影響を担保するため、本転換社債に特約として損害が生じた際の相殺条項や買取条項を付しており、取引におけるリスクを軽減させています。また、当該事業の推進及び拡大のためには、DSG社の事業協力が非常に重要であるため、本事業の拡大に係るインセンティブをDSG社へ付与することで、DSG社の当社事業への協力意欲も上がることから、第11回新株予約権を発行します。

なお、本新株予約権には、当社の本事業にGPUサーバ販売に係る行使の業績条件が付与されており、この達成状況に応じて行使がされる仕組みとしています。

その他、新株予約権の行使で調達する資金は、GPUサーバの仕入資金や販売に係る営業費用、人材確保費用等に充当します。

当社取締役会は、上記の資金需要及び事業上の必要性を慎重に検討した結果、本第三者割当により調達する資金を、AIデータセンター事業の信用補完資金及び在庫確保費用、GPUサーバ販売に係る運転資金に充当することが、当社グループの事業継続性の確保、収益構造の改善、財務基盤の強化及び中長期的な企業価値向上に資するものと判断し、本第三者割当を実施することを決定いたしました。

資金使途の詳細は、以下のとおりとなります。

< 本新株予約権付社債及び第11回新株予約権の発行により調達する資金の具体的な使途 >

| 具体的な使途 | 金額(円) | 支出予定時期 |
|--------------------------------|-------------|-----------------|
| A I データセンター事業に係る信用補完資金及び在庫確保資金 | 300,000,000 | 2026年7月～2029年6月 |
| 合計 | 300,000,000 | |

< 第11回新株予約権の行使により調達する資金の具体的な使途 >

| 具体的な使途 | 金額(円) | 支出予定時期 |
|-------------------|-------------|-----------------|
| G P Uサーバ販売に係る運転資金 | 411,000,000 | 2026年9月～2028年6月 |
| 合計 | 411,000,000 | |

- (注) 1. 上記金額は、発行時払込金額及び新株予約権がすべて行使された場合の行使時払込金額を合算した金額に基づき記載しております。
2. 第11回新株予約権の行使による払込みは、各新株予約権者の判断並びに業績条件、その他の行使条件の達成状況に左右されるため、実際の調達金額及び調達時期は変動する可能性があります。
3. 第11回新株予約権の行使が想定どおり進まず、上記資金が予定どおり調達できなかった場合には、当社は、支出時期の調整、既存資金の活用又は追加的な資金調達を検討する予定であります。
4. 調達した資金は、支出予定時期まで当社預金口座にて適切に管理する予定であります。
5. 上記資金使途又は支出予定時期に変更が生じた場合には、速やかに開示いたします。

資金使途の詳細は以下のとおりです。

A I データセンター事業に係る信用補完資金及び在庫確保資金

当社は、D S G社との間で、A I データセンター関連事業及びG P Uサーバ販売事業に係る業務提携及び商流構築を2026年6月より行います。当該事業においては、当社がA I データサーバを購入する顧客との間でA Iサーバ等に関する売買契約を締結し、D S G社に対して発注を行うことを想定しております。

当該取引では、月間で250百万円程度の受注・発注を予定しており、決して小さな金額ではなく、万が一、発注した商品が納入されない等、D S G社(D S G社のグループ会社を含む)との取引において、当社に損害が生じた際のリスク管理を行う必要があります。

このため、第3回無担保転換社債型新株予約権付社債を発行し、当社とD S G社(D S G社のグループ会社を含む)の取引において、債務不履行等が生じた際に当社損害額を最小限に抑えるため、当該転換社債の発行条件に当社損害額との相殺や、損害額を控除した金額で社債を買取る条項を設定し、当該転換社債より調達する資金300,000,000円については、A I データセンター事業に係る信用補完資金として確保します。

ただし、当社はD S G社とのG P Uサーバの取引において、顧客からの受注から設置納品までのリードタイムを短縮して売上回転率を上げる等を試み、リードタイムを短縮させるための在庫を確保する必要がある場合は、在庫確保費用としても使用する予定であります。

これにより、当社は、A I データセンター関連事業及びG P Uサーバ販売事業に係る商流を安定的に遂行し、新たな収益機会の獲得を図ってまいります。

G P Uサーバ販売に係る運転資金

第11回新株予約権は、割当予定先社を割当予定先とする業務提携先向けの業績条件を付した新株予約権であり、A I データセンター関連事業及びG P Uサーバ販売事業における割当予定先に対しまして、業績達成に向けたインセンティブを付与し、当社と同社との業務提携の実効性を高めることを目的として発行するものであります。当社は、第11回新株予約権の発行により調達する資金3,000,000円、第11回新株予約権の行使により調達する資金である408,000,000円、合算411,000,000円をA I データセンター関連事業、G P Uサーバ販売事業等の新規投資資金に充当する予定であります。

具体的には、A I データセンター関連事業及びG P Uサーバ販売事業に係る仕入資金、前払資金、人材費用及び販売管理費用の運転資金として、411,000,000円等に充当することを想定しております。なお、第11回新株予約権の行使は、業績条件の達成状況及び割当予定先の判断に左右されるため、上記資金が予定どおり調達できない可能性があります。その場合には、当社は、事業の進捗状況及び資金需要に応じて、支出時期の調整、既存資金

の活用又は追加的な資金調達を検討する予定であります。

<他の資金調達方法と比較し、本第三者割当による資金調達方法を選択した理由及びその特徴>

当社の資金需要につきましては、「新規発行による手取金の使途」に記載のとおりであります。資金調達の方法としては、当社の収益化及び事業拡大を目的としており、当社の財務体質の安定性を確保する必要性があることから、間接金融ではなく直接金融での資金調達を行うことといたしました。

そのため当社は、資金調達を行う方法として、様々な資金調達方法を検討してまいりましたが、下記「他の資金調達方法と比較した場合の特徴」に記載のとおり、各種資金調達方法には各々メリット及びデメリットがある中で、新株予約権付社債及び新株予約権の発行に係る「資金調達の概要」に記載した資金調達方法(以下、「本スキーム」といいます。)が現在の当社の資金ニーズを満たす最も適切な資金調達方法であることから、本スキームによるデメリットを考慮した上で、総合的に判断し、本スキームを採用することを決定しました。

また、過去のファイナンスに係る調達状況及び充当状況は以下のとおりです。

<第2回無担保転換社債型新株予約付社債の第三者割当の状況>

| | |
|-----------------|---|
| 割当日 | 2026年2月9日 |
| 調達資金の額 | 総額1,297,440,000円 |
| 転換価額 | 1株当たり62円 |
| 割当先 | ZUUターゲットファンド for INT投資事業有限責任組合 |
| 募集時における発行済株式数 | 46,552,784株 |
| 当該募集による潜在株式数 | 23,225,790株 |
| 現時点における転換状況 | 株 |
| 現時点における調達した資金の額 | 総額1,297,440,000円 |
| 発行時における当初の資金使途 | 運転資金(手元流動性確保のための資金)：188百万円 事業投資資金(不動産仕入、運営ホテル保証金・開業費)：400百万円 新規事業資金(企業M&A、新規事業[A I、Web3等])：700百万円 |
| 支出予定時期 | 2026年2月～2028年2月 2026年2月～2028年2月 2026年2月～2028年2月 |
| 現時点における充当状況 | 運転資金(手元流動性の確保のための資金)：194百万円 事業投資資金(不動産仕入、運営ホテル保証金・開業費)：未充当 新規事業資金(企業M&A、新規事業[A I、Web3等])：未充当 |

< 第10回新株予約権の第三者割当の状況 >

| | |
|-----------------|---|
| 割当日 | 2026年2月9日 |
| 発行新株予約権数 | 214,285個 |
| 発行価額 | 1個当たり30円(1株につき0.30円) |
| 発行時における調達予定資金の額 | 1,527,852,050円 (内訳) ・新株予約権発行分 6,428,550円 ・新株予約権行使分 1,521,423,500円 |
| 割当先 | E Tモバイルジャパン株式会社 |
| 募集時における発行済株式数 | 46,552,784株 |
| 当該募集による潜在株式数 | 21,428,500株 |
| 現時点における行使状況 | 株 |
| 現時点における調達した資金の額 | 総額6,428,550円 |
| 発行時における当初の資金使途 | 運転資金(手元流動性確保のための資金): 153百万円 事業投資資金(不動産仕入、運営ホテル保証金・開業費): 400百万円 新規事業資金(企業M&A、新規事業[AI、Web3等]): 700百万円 社債返還資金(元本及び利息): 264百万円 |
| 支出予定時期 | 2026年2月~2028年2月 2026年2月~2028年2月 2026年2月~2028年2月 2026年5月 |
| 現時点における充当状況 | 運転資金(手元流動性確保のための資金): 未充当 事業投資資金(不動産仕入、運営ホテル保証金・開業費): 未充当 新規事業資金(企業M&A、新規事業[AI、Web3等]): 未充当 社債返還資金(元本及び利息): 未充当 |

(注) 上記「現時点における充当状況」において、社債返還資金(元本及び利息)を未充当としておりますが、支出予定時期としていました「2026年4月」時点で行使がされていないことから、上記資金調達以外の当社運転資金にて、社債を償還し、元本及び利息を返済いたしました。つきまして、第10回新株予約権の資金使途である社債返還資金(元本及び利息)分の264百万円を2026年5月13日付で運転資金へ変更しました。

(2026年5月13日に公表した、第2回無担保転換社債型新株予約付社債及び第10回新株予約権の資金使途の変更の内容)

[変更前]

< 第2回新株予約権付社債の発行により調達する資金の具体的な使途 >

| 具体的な使途 | 金額 (百万円) | 支出予定時期 |
|------------------------------|-------------|-----------------|
| 運転資金(手元流動性の確保のための資金) | 194 | 2026年2月~2028年2月 |
| 事業投資資金(不動産仕入、運営ホテル保証金・開業費) | 400 | 2026年2月~2028年2月 |
| 新規事業資金(企業M&A、新規事業[AI、Web3等]) | 700 | 2026年2月~2028年2月 |
| 合計 | 1,294 | |

< 第10回新株予約権の発行により調達する資金の具体的な用途 >

| 具体的な用途 | 金額 (百万円) | 支出予定時期 |
|------------------------------|-------------|-----------------|
| 運転資金(手元流動性の確保のための資金) | 147 | 2026年2月～2028年2月 |
| 事業投資資金(不動産仕入、運営ホテル保証金・開業費) | 400 | 2026年2月～2028年2月 |
| 新規事業資金(企業M&A、新規事業[AI、Web3等]) | 700 | 2026年2月～2028年2月 |
| 社債返還資金(元本及び利息) | 264 | 2026年5月 |
| 合計 | 1,511 | |

[変更後]

< 第2回新株予約権付社債の発行により調達する資金の具体的な用途 >

| 具体的な用途 | 金額 (百万円) | 支出予定時期 |
|------------------------------|-------------|-----------------|
| 運転資金(手元流動性の確保のための資金) | 194 | 2026年2月～2028年2月 |
| 事業投資資金(不動産仕入、運営ホテル保証金・開業費) | 400 | 2026年2月～2028年2月 |
| 新規事業資金(企業M&A、新規事業[AI、Web3等]) | 700 | 2026年6月～2028年2月 |
| 合計 | 1,294 | |

< 第10回新株予約権の発行により調達する資金の具体的な用途 >

| 具体的な用途 | 金額 (百万円) | 支出予定時期 |
|------------------------------|-------------|-----------------|
| 運転資金(手元流動性の確保のための資金) | 411 | 2026年6月～2028年2月 |
| 事業投資資金(不動産仕入、運営ホテル保証金・開業費) | 400 | 2026年6月～2028年2月 |
| 新規事業資金(企業M&A、新規事業[AI、Web3等]) | 700 | 2026年6月～2028年2月 |
| 社債返還資金(元本及び利息) | — | — |
| 合計 | 1,511 | |

上記のとおり、当社は、2026年2月の第2回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第10回新株予約権を運転資金(手元流動性の確保のための資金)、事業投資資金(不動産仕入、運営ホテル保証金・開業費)、新規事業資金(企業M&A、新規事業[AI、Web3等])、社債返還資金(元本及び利息)への充当を目的として発行しております。

そのため、上記の資金は一部変更した資金用途で使用する予定としています。

また、第10回新株予約権の行使は段階的にされる予定としておりましたが、2026年6月22日時点では、行使がされておられません。本来であれば、第10回新株予約権が行使されることで払い込まれる資金によりAIデータセンター関連事業及びGPUサーバ販売事業に係る資金を確保すべきと考えますが、本第三者割当は、割当先との間で当事業を拡大させるため、第11回新株予約権により、資本業務提携先である割当予定先に対して、当社の事業拡大協力及び業績達成に向けたインセンティブを付与することで本事業の事業拡大を目的としており、第3回無担保転換社債型新株予約権付社債により、当事業の取引による債務不履行等の損害を当社が被った際に、損害額を考慮して本新株予約権付社債と相殺または買取りを出来る条件としており、信用補完を目的としております。(在庫を確保する資金として使用することはありません)。

このため、本第三者割当は、単なる本事業における資金調達を目的としたものではなく、過去のファイナンスによる資金調達及び充当状況を踏まえても、なお本第三者割当による資金調達を実施する必要性があるものと判断しております。

<他の資金調達方法と比較し、本第三者割当による資金調達方法を選択した理由及びその特徴>

株主利益を高めるためには、当社グループの既存事業を着実に推進するとともに、新たな収益事業となるAIデータセンター関連事業及びGPUサーバ販売事業等の新たな事業機会を確実に獲得し、収益を安定的に高める必要があります。そのためには、手元流動性の確保、AIデータセンター事業に係る信用補完資金、GPUサーバ販売に係る運転資金が必要です。

一方で、これらの資金を調達するにあたっては、株式市場への影響及び既存株主の皆様への希薄化の影響にも十分に配慮する必要があると当社は考えております。そこで、当社は、本第三者割当を行うにあたり、資金調達方法として以下の各手法を検討いたしました。

公募増資又は第三者割当による普通株式の発行

資金調達を公募増資又は第三者割当による普通株式の発行により行う場合、一度に新株式を発行して資金調達が完了させることができる反面、1株当たり利益及び議決権割合の希薄化が一度に発生し、当社株式の市場価格に与える影響が大きくなる可能性があります。

これに対し、今回採用した第3回無担保転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権を組み合わせた資金調達方法は、第3回無担保転換社債型新株予約権付社債により当初必要となる資金を確保しつつ、第11回新株予約権については、行使条件、業績条件、及び新株予約権者の判断に応じて段階的に行使されることが想定されるため、普通株式を一度に発行する場合と比較して、急激な希薄化及び株価への影響を相対的に抑制できるものと考えております。

株主割当増資

株主割当増資を選択した場合、既存株主の参加率が不透明であり、当社が必要とする資金を確実に調達できない可能性があります。また、参加率を高めるために払込金額を低く設定した場合には、当社株式の市場価格に悪影響を及ぼす可能性も否定できません。そのため、当社の現在の資金需要及び調達時期に照らし、資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。

新株予約権のみの発行

新株予約権のみの発行による場合、株価の動向、業績条件、その他の行使条件の達成状況により権利行使が進まない可能性があり、当社が当初から必要とする資金を確保できないおそれがあります。特に、当社は、AIデータセンター事業に係る信用補完資金として、当初から一定額の資金を確保する必要があります。そのため、新株予約権のみの発行では、当社の資金需要を十分に満たすことができない可能性があるかと判断いたしました。

転換社債型新株予約権付社債のみの発行

転換社債型新株予約権付社債のみを発行する場合、発行時点で一定額の資金調達を実現できるというメリットがあります。しかしながら、今回の資金調達においては、当初必要となるAIデータセンター事業に係る信用補完資金を確保するだけでなく、業務提携先であるデジタルダイナミック株式会社に対して、AIデータセンター関連事業及びGPUサーバ販売事業における業績達成に向けたインセンティブを付与することを重要な目的としております。そのため、転換社債型新株予約権付社債のみでは、今回の資金調達及びインセンティブ設計の目的を十分に達成できないことから、第3回無担保転換社債型新株予約権付社債に加えて、第11回新株予約権を発行する方法が適切であると判断いたしました。

行使価額修正条項付転換社債型新株予約権付社債(いわゆるMSCB)

行使価額又は転換価額について、発行後一定期間経過後ごとにその時点での時価を基準として修正される条項が付された転換社債型新株予約権付社債、いわゆるMSCBを選択した場合、一般的には、株価下落局面において転換により交付される株式数が増加し、希薄化の程度を事前に把握しにくくなる可能性があります。また、転換が完了するまで交付される株式総数が確定せず、株価に対する影響が大きくなる可能性があります。これに対し、本第三者割当に係る第3回無担保転換社債型新株予約権付社債の転換価額は固定されており、発行後に転換価額が下方修正されるものではありません。そのため、株価下落に伴って当初想定を超える株式数が交付される仕組みではなく、希薄化の規模をあらかじめ把握することが可能です。

行使価額修正条項付新株予約権(いわゆるMSワラント)

行使価額修正条項付新株予約権、いわゆるMSワラントの場合、潜在株式数はあらかじめ固定されている場合であっても、行使価額が下方修正された場合には、当初想定していた金額の資金を調達することができない可能性があります。また、行使されるまで資金の払込みがなされないため、資金調達の確実性に課題があります。これに対し、本第三者割当に係る第11回新株予約権の行使価額は固定されており、発行後に行使価額が下方修正されるものではありません。

また、第3回無担保転換社債型新株予約権付社債については、払込日に300百万円の資金調達が可能であることから、MSワラントのみの資金調達と比較して、当初資金の確保という観点で優れているものと判断しております。もっとも、第11回新株予約権については、行使されるまで行使価額相当額の払込みがなされないという不確実性は残ります。そのため、当社は、行使による資金調達については、事業の進捗状況、業績条件、その他の行使条件の達成状況に応じた段階的・追加的な資金調達手段として位置付けております。

新株予約権無償割当による増資(ライツ・オフリング)

新株予約権無償割当てによる増資(ライツ・イシュー)には、当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結せず新株予約権の行使を株主の決定に委ねるノンコミットメント型ライツ・イシューがありますが、コミットメント型ライツ・イシューについては、引受手数料等のコストが増大することが予想されるため、適切な資金調達方法ではないと判断しております。また、ノンコミットメント型ライツ・イシューについては、当社は最近3年間において経常赤字を計上しており、東京証券取引所有価証券上場規程第304条第1項第3号aに規定される基準を満たさないため、そもそも実施することができません。

こうした理由により、ライツ・イシューにおける資金調達は、今回の資金調達手法としては適当でないと判断いたしました。

間接金融等

金融機関からの借入れその他の間接金融を選択した場合には、株式の希薄化は生じないものの、当社グループは近年、継続的な営業損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上していることから、当社が必要とする金額を機動的に調達できるかは不確定であります。また、借入れ又は普通社債の発行による資金調達は、金利負担が生じることに加え、調達額全額が負債となるため、財務健全性が低下し、将来的に運転資金又は事業資金が必要となった場合の金融機関からの借入れによる資金調達余力が縮小する可能性があります。

特に、今回の資金調達は、AIデータセンター事業に係る信用補完資金、GPUサーバ販売に係る運転資金を確保し、当社グループの収益構造の改善及び新たな収益機会の創出を目的とするものであることから、当社は、負債性資金の増加のみに依存する方法ではなく、資本性の資金調達を組み合わせることが望ましいと判断いたしました。

以上の点を検討した結果、当社は、第3回無担保転換社債型新株予約権付社債により、AIデータセンター事業に係る信用補完資金を当初から確保しつつ、第11回新株予約権により業務提携先である割当予定先に対して業績達成に向けたインセンティブを付与する本第三者割当が、当社の資金需要及び事業上の目的に最も合致するものと判断いたしました。

<当社のニーズに応じ、配慮した点>

株価への影響の軽減

第3回無担保転換社債型新株予約権付社債の転換価額並びに第11回新株予約権の行使価額については、当社普通株式の市場価格、当社の財政状態、資金調達の必要性、既存株主の皆様への影響、割当予定先との協議結果、各証券の発行目的及び発行条件等を総合的に勘案して決定しております。第3回無担保転換社債型新株予約権付社債の転換価額は1株につき130円、第11回新株予約権の行使価額は1株につき90円であり、いずれも発行後に下方修正されるものではありません。

第3回無担保転換社債型新株予約権付社債については、割当予定先の判断により転換されるものでありますが、当社としては、転換価額が固定されていることから、株価下落局面において交付株式数が増加する設計ではなく、当初想定を超える希薄化が生じるものではないと考えております。

また、第11回新株予約権については、ダイナミックソリューショングループ株式会社を割当予定先とする業務提携先向けの業績連動型新株予約権であり、AIデータセンター関連事業及びGPUサーバ販売事業に係る業績条件、その他の行使条件が達成された場合に行使される設計としております。そのため、当社としては、当該事業の進捗及び条件達成状況に応じて段階的に行使されることが想定され、一度に全ての株式が発行されるものではないと考えております。

希薄化の抑制

第3回無担保転換社債型新株予約権付社債の転換価額及び第11回新株予約権の行使価額は固定されており、発行後に転換価額又は行使価額が下方修正されるものではありません。そのため、いわゆるMSCB又はMSワラントのように、株価下落局面において交付株式数が増加し、当初想定を超える希薄化が生じる仕組みではありません。

本第三者割当により発行される第3回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権及び第11回新株予約権が全て転換又は行使された場合に交付される当社普通株式の数は、合計6,959,890株であります。これは、2026年6月22日現在の当社発行済株式総数46,552,784株に対して約14.95%、同日現在の総議決権数464,862個に対して約14.97%に相当します。

本第三者割当単体では、発行済株式総数及び総議決権数のいずれに対しても希薄化率は25%未満であります。

もっとも、当社が2026年1月22日開催の取締役会において決議した第2回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第10回新株予約権の第三者割当と本第三者割当を一体としてみた場合には、2026年6月22日現在の当社発行済株式総数46,552,784株に対して希薄化率が110.87%、同日現在の総議決権数464,862個に対して111.03%となり、25%以上となるため、本第三者割当は大規模な第三者割当に該当するものとして取り扱っております。

当社は、本第三者割当は既存株主の皆様へ一定の希薄化の影響が生じ、かつ2026年1月22日付で決議しました第三者割当を含めると大規模な希薄化の影響があることを認識しておりますが、第3回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第11回新株予約権はいずれも転換価額又は行使価額が固定されており、当初想定を超える希薄化が生じる仕組みではないこと、また、転換又は行使は各証券の条件及び割当予定先の判断に応じて行われることから、新株式のみを一度に発行する場合と比較して、急激な希薄化を一定程度抑制できるものと考えております。

追加的な資金調達

本第三者割当は、第3回無担保転換社債型新株予約権付社債により、当社が当初必要とするAIデータセンター事業に係る信用補完資金を確保するとともに、第11回新株予約権の行使により、事業の進捗、業績条件、行使条件及び新株予約権者の判断に応じて、段階的・追加的に資金調達を行うことを可能とするものです。第11回新株予約権については、割当予定先とのAIデータセンター関連事業及びGPUサーバ販売事業の進捗及び業績条件の達成状況に応じた行使が想定されるため、当該事業の成長及び収益化に合わせて追加的な資金調達を行うことが可能となります。もっとも、第11回新株予約権については、行使されるまで行使価額相当額の払込みが行われないため、実際の調達金額及び調達時期は、業績条件、行使条件、当社株価及び各新株予約権者の判断に左右されます。当社は、当該不確実性を認識したうえで、行使による資金調達については、事業の進捗に応じた段階的・追加的な資金調達手段として位置付けております。

第3回無担保転換社債型新株予約権付社債の特性

第3回無担保転換社債型新株予約権付社債については、その特性上、払込日に社債の発行価額相当額である300,000,000円の資金調達が実現します。そのため、当社は、AIデータセンター事業の取引に係る信用補完資金及び在庫確保資金を確保することが可能となります。

具体的には、第3回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行において特約事項を設けており、当社と割当先との取引において債務不履行等により、当社に損害が生じた場合は、相殺条項や本新株予約権付社債の買取り条項があり、当社の取引リスクを低減させる設計としています。

ただし、第3回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行後、1年間は行使できない設計となっておりますが、その後、割当予定先の判断により、株式への転換がされた際には、本特約事項で定めた相殺条項や買取り条項の対象額が低下するため、保証目的としての効力は低減します。

また、信用補完資金を普通社債等ではなく、第3回無担保転換社債型新株予約権付社債を発行する理由としては、割当予定先にとり、普通社債より株価の値上がりによりメリットを享受することができる無担保転換社債型新株予約権付社債の方が受け入れやすいとの理由からであります。

一方で、第3回無担保転換社債型新株予約権付社債が転換されずに償還期限を迎えた場合には、当社は手元資金又はその他の資金調達により償還資金を確保する必要があります。当社は、かかる償還リスクを認識しておりますが、当社グループの現在の資金需要、AIデータセンター事業に係る信用補完資金及び在庫確保資金を確保する必要性、並びに当該事業の推進による収益機会の獲得可能性を総合的に勘案し、第3回無担保転換社債型新株予約権付社債による資金調達が適切であると判断しております。

第11回新株予約権の特性

第11回新株予約権については、その特性上、各新株予約権が行使されるまでは、行使価額相当額の払込みは行われません。そのため、当社が想定する行使による調達金額を全額調達できない可能性があります。第11回新株予約権については、行使における業績条件が付されており、これらの条件が達成されない場合又は割当予定先が行使しない場合には、行使による資金調達が実現しない可能性があります。

もっとも、第11回新株予約権は、業務提携先である割当予定に対し、A I データセンター関連事業及びG P U サーバ販売事業における業績達成に向けたインセンティブを付与するものであり、当社と同社との業務提携の実効性を高める効果が期待されます。また、第11回新株予約権の行使については業績条件の達成により行使が可能となる設計としています。

したがって、第11回新株予約権は、行使による資金調達の不確実性はあるものの、既存株主の皆様への急激な希薄化を抑制しつつ、業務提携先に対するインセンティブを付与し、事業の進捗及び企業価値向上に応じた段階的な資金調達を可能とする点で、当社のニーズに合致するものと判断しております。

以上の点につきまして検討した結果、当社は、第3回無担保転換社債型新株予約権付社債によりA I データセンター事業に係る信用補完資金及び在庫確保資金を確保し、第11回新株予約権により業務提携先である割当予定先に対してA I データセンター関連事業及びG P U サーバ販売事業における業績達成に向けたインセンティブを付与する本第三者割当が、当社の資金需要、財務状況、既存株主の皆様への影響及び中長期的な企業価値向上の観点から最も適切な資金調達方法であると判断いたしました。また、割当予定先と協議・交渉した結果、第3回無担保転換社債型新株予約権付社債、第11回新株予約権の発行による資金調達の額及び発行条件は、「第1 募集要項」に記載したとおりといたしました。

第2 【売出要項】

該当事項なし。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

(1) 割当予定先の概要、及び提出者と割当予定先との間の関係

ダイナミックソリューショングループ株式会社

(第3回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第11回新株予約権)

| | | |
|--------------------|----------------|----------------------------|
| a. 割当予定先の概要 | 名称 | ダイナミックソリューショングループ株式会社 |
| | 本店の所在地 | 東京都港区西新橋一丁目6番2号アイオス虎ノ門404号 |
| | 代表者の役職及び氏名 | 代表取締役 渡邊 孝行 |
| | 資本金 | 50百万円(発行済株式数5,000株) |
| | 事業の内容 | フィンテックサービス、情報処理システム等への投資 |
| | 主たる出資者及びその出資比率 | 渡邊 孝行 100% |
| b. 提出者と割当予定先との間の関係 | 出資関係 | 該当事項はありません。 |
| | 人事関係 | 該当事項はありません。 |
| | 資金関係 | 該当事項はありません。 |
| | 技術又は取引等関係 | 該当事項はありません。 |

(注) 1. 割当予定先の概要の欄は、別途記載のある場合を除き、2026年6月22日現在におけるものです。

(2) 割当予定先の選定理由

当社グループは、近年、継続的な営業損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上しており、収益構造の改善、財務基盤の強化及び新たな収益機会の創出が重要な経営課題となっております。当社は、従来、不動産事業及びホテル運営事業を中心に事業を展開してまいりましたが、既存事業のみでは収益改善に一定の時間を要することから、既存事業の収益性向上と並行して、新たな収益機会の獲得及び事業ポートフォリオの拡充を図る必要があると認識しております。

このような状況のもと、当社は、生成AI市場の拡大に伴い需要が高まっているAIデータセンター関連事業及びGPUサーバ販売事業について、新たな事業機会として検討を進めてまいりましたが、2026年2月9日に当社が発行しました第2回新株予約権付社債の割当先でありますZUUターゲットファンド for INT投資事業有限責任組合の運営母体であります株式会社ZUUより、割当予定先をご紹介いただき、当社としましては、これまで検討してきたAIデータセンター事業の開始のために、当該領域で事業実績のある、割当予定先と業務提携の模索をしてまいりました。

なお、割当予定先は、ZUUターゲットファンド for INT投資事業有限責任組合の有限責任組合員でもありません。

割当予定先は、フィンテックサービスや情報処理システムへの投資を主事業としており、グループ会社には、AIデータセンター運営・構築支援、GPUサーバ調達支援、AIクラウドアセットマネジメント及び計算力提供を事業内容とするデジタルダイナミック株式会社(以下、「デジタルダイナミック社」という。)があり、AIデータセンター関連事業及びGPUサーバ販売事業に関する知見、ネットワーク及び事業推進能力を有しているものと当社は判断しております。

デジタルダイナミック社は、生成AI市場の拡大に対応するため、GPUサーバの確保及び専用データセンターの開発を全国分散的に進める旨を公表しております。

本第三者割当のうち、第3回無担保転換社債型新株予約権付社債は、当社と、割当予定先との間で検討しているAIデータセンター関連事業及びGPUサーバ販売事業に係る商流において、信用補完資金を確保することを主たる目的として発行するものであります。

また、第11回新株予約権は、同社を割当予定先とする業績連動型の新株予約権であり、A Iデータセンター関連事業及びGPUサーバ販売事業における業績達成に向けたインセンティブを付与し、当社と同社との業務提携の実効性を高めることを目的としております。

当社は、割当予定先との業務提携及び商流構築により、当社グループの新たな収益機会の創出、収益構造の改善及び中長期的な企業価値向上が期待できるものと判断し、同社を第3回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第11回新株予約権の割当予定先として選定いたしました。

(3) 割り当てようとする株式の数

割当予定先に割り当てられる本転換社債付された新株予約権の目的となる株式の総数2,307,690株、割当予定先に割り当てられる第11回新株予約権の目的となる株式の総数4,652,200株であり、これらを合計した場合の総数は6,959,890株です。

(第3回無担保転換社債型新株予約権付社債)

ダイナミックソリューショングループ株式会社 2,307,690株

(第11回新株予約権)

ダイナミックソリューショングループ株式会社 4,652,200株

(4) 株券等の保有方針

当社は、割当予定先から、本第三者割当により取得する第3回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第11回新株予約権並びにこれらの転換又は行使により取得する当社普通株式について、短期売買を目的とするものではなく、当社とのA Iデータセンター関連事業及びGPUサーバ販売事業に係る業務提携の推進、並びに当社グループの収益拡大及び企業価値向上による株価の値上がり益を目指す方針である旨の説明を受けております。

もっとも、割当予定先が将来取得する当社普通株式については、同社の資金需要、市場環境、当社との業務提携の進捗及び当社株式の流動性等を踏まえ、売却される可能性があります。

また、同社は新株予約権の行使資金をすべて確保しているわけではないため、第11回新株予約権は、段階的に行使され、株式市場で売却される可能性があります。

そのため、当社は、同社に対し、当社普通株式を市場で売却する場合には、市場への影響に十分配慮するよう要請し、割当予定先からも売却時には市場への影響を十分考慮するとの回答を頂いております。

また、第3回無担保転換社債型新株予約権付社債につきましては、当社と割当予定先との間で業務提携し、執り行うA Iデータセンター関連事業及びGPUサーバ販売事業に係る商流において、信用補完資金及び在庫確保資金を確保することを主たる目的として発行するものであり、転換開始期間を発行時期から1年先としています。

(5) 払込みに要する資金等の状況

当社は、DSG社から、本第三者割当に係る払込みに必要な資金の確認資料として、474百万円の預金残高証明書(2026年6月9日時点)を入手しております。本第三者割当の払込みに必要な資金としては、第3回無担保転換社債型新株予約権付社債として総額300百万円、第11回新株予約権の払込費用として、3百万円、新株予約権の行使金額として418百万円であり、合計すると722百万円の資金が必要となります。

DSG社からの説明によると、保有する現金474百万円のうち、第3回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行資金300百万円及び第11回新株予約権の発行資金3百万円を始めに払込み、残りの資金において本新株予約権予約権を段階的に行使し、株式市場での売却を交えながら、残りの新株予約権を行使する計画であるとのことであります。

また、DSG社は、本資金をDSG社の子会社であるデジタルダイナミック株式会社から借入金300百万円(年利1%、返済期間3年、返済期限2029年6月末)によって調達しますが、外部から調達した他人資本ではない旨を口頭で確認しております。

つきまして、DSG社は新株予約権の行使価額総額を含めた資金は有しておりませんが、本新株予約権の行使条件には業績条項があり、行使条件の達成とともに新株予約権を段階的に行使されるものと考えております。また、行使した株式の売却を交えることで、行使価額総額を行使することは可能であると当社は判断しました。

ただし、あくまで本新株予約権の行使条件として業績条件が付されているため、本条件が達成されないと本新株予約権は行使することができません。

以上により、当社は、DSG社による本第三者割当に係る払込みに支障はないものと判断しております。

(6) 割当予定先の実態

当社は、割当予定先並びにその役員及び主要株主について、暴力団等の反社会的勢力であるか否かについて、独自に専門の第三者調査機関であるリスクプロ株式会社(東京都千代田区九段南二丁目3番14号 靖国九段南ビル2階/代表取締役 小坂橋 仁)に調査を依頼し、同社より2026年6月8日、調査報告書を受領しました。当該調査報告書において、当該割当予定先等の関係者が反社会的勢力とは何ら関係がない旨の報告を受けております。

また、当社は、割当予定先、割当予定先の役員又は主要株主が暴力団等とは一切関係がないことを確認している旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

2 【株券等の譲渡制限】

割当予定先が、[本新株予約権又は]本新株予約権付社債を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要する旨の制限が付されております。但し、割当予定先が、本新株予約権付社債又は本新株予約権の行使により交付された当社普通株式を第三者に譲渡又は担保提供することを妨げません。

3 【発行条件に関する事項】

a 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

第3回無担保転換社債型新株予約権付社債

当社は、第3回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行価額及び転換価額の決定に当たっては、公正を期するため、当社及び割当予定先から独立した第三者算定機関である茄子評価株式会社(代表取締役：那須川進一氏、住所：東京都港区麻布十番一丁目2番7号)に価値算定を依頼いたしました。同社は、第三者割当増資、新株予約権、新株予約権付社債その他の金融商品の価値評価に関する十分な専門知識及び評価実績を有しているものと認められることから、当社は同社を第三者算定機関として選定いたしました。なお、当該第三者算定機関と当社及び割当予定先との間には、重要な利害関係はありません。第3回無担保転換社債型新株予約権付社債は、各社債の金額を10,000,000円とする社債30個、総額300,000,000円を発行するものであり、転換価額は1株につき130円、利率は年0.0%、償還期限は発行日から3年後とすることを予定しております。

第三者算定機関は、第3回無担保転換社債型新株予約権付社債について、当社普通株式の株価90円、転換価額130円、株価変動率57.75%、無リスク金利1.56%、予定配当率0.00%、売却コスト(売却価格のディスカウント)3.00%、売却コスト(売却による株価の下落率)1.50%、社債の割引率7.00%を前提として、一般的な株式オプション価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定しております。

なお、本社債における信用補完のための債務不履行時の相殺や買取り等の債務不履行時の取扱い条件については、数理的に評価が難しいため、算定評価の条件とはしていません。

当社は、第3回無担保転換社債型新株予約権付社債の実質的な対価である額面100円当たり金100円と、茄子評価株式会社が算定した公正価値である額面100円当たり91円69銭から96円65銭を比較いたしました。その結果、当社は、第3回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行価額が、第三者算定機関による評価結果を踏まえて合理的な水準であること、また、当社の財政状態、継続的な営業損失及び営業キャッシュ・フローのマイナス、資金調達の必要性、割当予定先との交渉経緯並びに当該証券の発行目的を総合的に勘案しても、特に有利な条件には該当しないものと判断いたしました。

また、転換価額については、第三者割当に係る取締役会決議日の前取引日における当社普通株式の東京証券取引所における終値90円を基準とし、当社が割当予定先とAIデータセンター事業において、協業による事業拡大を目的としていることから、割当予定先との協議により、取締役会決議日前取引日を一定程度上回る水準である130円に転換価額を設定しており、当該転換価額は、当社普通株式の市場価格を踏まえた合理的な水準であると判断しております。なお、当社監査役3名全員(うち社外監査役2名)から、茄子評価株式会社は当社及び割当予定先から独立した第三者算定機関であり、当社経営陣から一定程度独立していると認められること、また、当社による価値算定方法は市場慣行に従った一般的な方法で行われていること、並びに同社の評価報告書における公正価値評価額及び当社の判断過程を踏まえれば、第3回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行条件は特に有利な条件には該当せず、適法であり、異論はない旨の意見を得ております。

第11回新株予約権

第11回新株予約権は、ダイナミックソリューショングループ株式会社を割当予定先とする業績連動型の新株予約権であり、当社と同社との間で検討しているAIデータセンター関連事業及びGPUサーバ販売事業における業績達成に向けたインセンティブを付与し、当社グループの収益拡大及び企業価値向上を図ることを目的として発行するものであります。

当社は、第11回新株予約権の発行価額の決定に当たっては、公正を期すため、当社及び割当予定先から独立した第三者算定機関である茄子評価株式会社に価値算定を依頼いたしました。

第三者算定機関は、第11回新株予約権について、当社普通株式の株価90円、行使価額90円、株価変動率49.95%、無リスク金利1.41%、予定配当率0.00%、売却コスト(売却価格のディスカウント)3.00%、売却コスト(売却による株価の下落率)1.50%、業績条件の達成確立50%を前提として、一般的な株式オプション価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定しております。

第11回新株予約権については、AIデータセンター関連事業におけるGPUサーバ販売において、当社の年間販売取扱額の達成度に応じて新株予約権の行使ができる業績条件を設定しており、当該条件が達成された場合に限り行使可能となる設計としております。

なお、業績条件の達成確率を50%としていますが、算定機関においては、「過年度実績等を参照することができないため、当該業績条件の達成確率を合理的に推計することは困難であり、本評価においては、当該業績条件の内容を踏まえ、その達成には相当程度の不確実性が伴うものと判断し、当該業績条件の達成確率を50%として評価した。」とのことであります。

当社は、第11回新株予約権の実質的な対価である新株予約権1個当たり76円、株式1株当たり0.76円と、茄子評価株式会社が算定した公正価値である新株予約権1個当たり76円、株式1株当たり0.76円を比較いたしました。

その結果、当社は、第11回新株予約権の発行価額が、第三者算定機関による評価結果を踏まえて合理的な水準であること、また、第11回新株予約権には業績条件が付されており、割当予定先であるダイナミックソリューショングループ株式会社が当社グループのAIデータセンター関連事業及びGPUサーバ販売事業の推進に貢献し、一定の業績が達成された場合に行使可能となる設計であることを踏まえ、特に有利な条件には該当しないものと判断いたしました。

また、行使価額についても、第三者割当に係る取締役会決議日の前取引日における当社普通株式の東京証券取引所における終値、当社普通株式の直近の株価推移を鑑みて、当社株価の直前日終値である90円を基準とし、前日終値、1か月平均株価終値である76.7円、3か月平均株価終値である69.6円、及び6か月平均株価終値である68.0円を一定程度上回る水準となり、決議日前日の当社株価終値である90円で設定しており、行使においては業績達成条件があるため、第3回新株予約権付社債からは低い水準ではありますが、割当予定先との協議により総合的に決定しており、当社及び既存株主の皆様にとって不合理な水準ではないものと判断しております。

[第11回新株予約権の行使条件]

新株予約権の行使の条件は、以下のとおりとする。

1. 各本新株予約権の一部行使はできない。
2. 本新株予約権の行使は、当社と割当予定先との間で締結する「総数引受契約書」に定めるGPUサーバ販売における割当予定先の営業協力による「業績条件」が充足した場合に限り、行使することができる。(割当予定先の営業協力(受注支援、事務支援)を受けずに、当社のみで受注した案件は除く)
(本条件は、当社のGPUサーバ販売において、DSG社が営業協力し、その取扱金額総額に対する利益の割合が3%以上であることとし、当社が独自で販売したものについては取扱金額総額及び営業利益率には含めないということとなります。)
(当社の取扱金額総額に対する利益の割合3%は、GPUサーバの受注総額から仕入原価、DSG社によるAIデータセンター設置・運営費用を全て支払った後に、当社の利益となるものであり、当社がGPUサーバ販売事業を推進するにあたって、3%の利益は確保する必要がある、かつ商社機能として妥当な収益率であると考えためであります。)
3. 2026年6月23日付で発行者及び引受者の間で締結された資本業務提携契約書(以下、「本資本業務提携契約」という。)が有効に存続していること。
4. 本業務提携契約に基づいて発行者が取り扱うGPUサーバの業績条件で定めた期間の取扱金額の総額における発行者の利益の割合が、3%以上であること。

(業績条件)

以下のいずれかの条件を満たすこと。なお、 から の各々の条件を満たした際は、各業績条件において達成した各行使可能割合分の行使は、その後いつでも行使可能とする。

直前3か月間の発行者のGPUサーバの取扱金額の総額が7.5億円以上である場合：

行使可能割合10%

直前6か月間の発行者のGPUサーバの取扱金額の総額が15億円以上である場合：

行使可能割合10%

直前12か月間の発行者のG P Uサーバの取扱金額の総額が30億円以上である場合：

行使可能割合10%

直前3か月間の発行者のG P Uサーバの取扱金額の総額が12.5億円以上である場合：

行使可能割合10%

直前6か月間の発行者のG P Uサーバの取扱金額の総額が25億円以上である場合：

行使可能割合10%

直前12か月間の発行者のG P Uサーバの取扱金額の総額が45億円以上である場合：

行使可能割合10%

直前3か月間の発行者のG P Uサーバの取扱金額の総額が15億円以上である場合：

行使可能割合10%

直前6か月間の発行者のG P Uサーバの取扱金額の総額が30億円以上である場合：

行使可能割合10%

直前12か月間の発行者のG P Uサーバの取扱金額の総額が50億円以上である場合：

行使可能割合10%

直前12か月間の発行者のG P Uサーバの取扱金額の総額が60億円以上である場合：

行使可能割合10%

(注)上記の業績条件が達成され行使が行われた場合には、適切に開示をします。

なお、当社監査役3名全員(うち社外監査役2名)から、茄子評価株式会社は当社及び割当予定先から独立した第三者算定機関であり、当社経営陣から一定程度独立していると認められること、また、同社による価値算定方法は市場慣行に従った一般的な方法で行われていること、並びに同社の評価報告書における公正価値評価額及び当社の判断過程を踏まえれば、第11回新株予約権の発行条件は特に有利な条件には該当せず、適法であり、異論はない旨の意見をj得ております。

b 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本第三者割当により発行される第3回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権及び第11回新株予約権がすべて転換又は行使された場合に交付される当社普通株式の数は、合計6,959,890株であります。これは、2026年6月22日現在の当社発行済株式総数46,552,784株に対して約14.95%に相当します。また、本第三者割当により増加する議決権数は合計69,598個であり、2026年6月22日現在の当社総議決権数464,862個に対して約14.97%に相当します。

その内訳は、第3回無担保転換社債型新株予約権付社債に係る潜在株式数2,307,690株、増加議決権数23,076個、第11回新株予約権に係る潜在株式数4,652,200株、増加議決権数46,552個であります。

したがって、本第三者割当単体では、発行済株式総数に対する希薄化率は14.95%、総議決権数に対する希薄化率は約14.97%であり、いずれも25%未満であります。

もっとも、当社は、2026年1月22日開催の取締役会において、第2回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第11回新株予約権の第三者割当による発行を決議しております。当該第三者割当と本第三者割当は短期間内に実施されるものであり、これらを一体としてみた場合、希薄化率は、当社発行済株式総数46,552,784株に対して希薄化率が110.87%、2026年6月22日現在の総議決権数464,862個に対して111.03%となり、25%以上となることから、本第三者割当は、東京証券取引所の有価証券上場規程第432条及び「企業内容等の開示に関する内閣府令」第2号様式記載上の注意(23-6)に規定する大規模な第三者割当に該当するものとして取り扱っております。同規程においては、大規模な第三者割当に該当する第三者割当を行う場合、原則として、経営者から一定程度独立した者による当該第三者割当の必要性及び相当性に関する意見の入手又は株主総会決議などによる株主意思確認手続のいずれかを行うことが求められております。

従いまして、当社は同規定に基づき、独立した第三者からの意見を入手する手続を行っております。

しかしながら、当社は、割当予定先との間で、AIデータセンター関連事業及びG P Uサーバ販売事業に係る業務提携及び商流構築を行い、第3回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行により当該商流における信用補完資金を確保し、第11回新株予約権の発行にて割当予定先に対して、AIデータセンター関連事業及びG P Uサーバ販売事業における業績達成に向けたインセンティブを付与し、当社と同社との業務提携の実効性を高めることを目的としており、当社グループの新たな収益機会の獲得、収益構造の改善及び財務基盤の強化に資するものと判断しております。

これらの目的を踏まえると、本第三者割当により一定の希薄化が生じ、かつ2026年1月22日付で決議しました第三者割当を含めると大規模な希薄化の影響があることを認識しておりますが、本第三者割当は、当社グループの事業継続性の確保、収益構造の改善、財務基盤の強化及び中長期的な企業価値向上に資するものであり、既存株主の皆様の利益にも資するものと判断しております。

また、本第三者割当に係る潜在株式が一度にすべて普通株式化されるものではなく、第3回無担保転換社債型新株予約権付社債については転換可能期間、第11回新株予約権については業績条件がそれぞれ付されていることから、希薄化及び市場への影響は段階的に生じるものと考えております。

なお、本第三者割当に係る第3回無担保転換社債型新株予約権付社債、第11回新株予約権のすべてが転換又は行使された場合の最大交付株式数6,959,890株であります。

このうち、第3回無担保転換社債型新株予約権付社債に係る潜在株式数2,307,690株については、転換期間を2027年7月10日より2年、第11回新株予約権に係る潜在株式数4,652,200株については行使期間を2026年7月10日より2年間とし、1年245営業日として均等に売却すると仮定した場合、1日当たりの売却数量は合計約14,204株となります。

これは、当社株式の過去6か月間における1日当たり平均出来高565,325株の2.51%に相当します。

また、2026年1月22日付取締役会で決議しました第三者割当を本第三者割当と一体として考えた場合、潜在株式数は51,614,180株となり、転換期間を全て2年間と仮定し、1年245営業日として均等に売却すると仮定した場合、1日当たりの売却数量は合計約105,335株となり、これは、当社株式の過去6か月間における1日当たり平均出来高565,325株の18.63%に相当し、当社の株価に影響を与える恐れがあります。

もっとも、実際の転換又は行使及び売却は、各割当予定先の判断、市場環境、当社株価、業績条件又は株価条件の達成状況等に応じて行われるものであり、当社は、割当予定先に対して、市場への影響に十分配慮するよう要請しております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

本第三者割当により発行される第3回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権及び第11回新株予約権がすべて転換又は行使された場合に交付される当社普通株式の数は、合計6,959,890株であり、2026年6月22日現在の当社発行済株式総数46,552,784株に対する割合は14.95%となります。

また、本第三者割当により増加する議決権数は合計69,598個であり、2026年6月22日現在の当社総議決権数464,862個に対する割合は14.97%となります。

したがって、本第三者割当単体では、発行済株式総数及び総議決権数のいずれに対しても希薄化率は25%未満であります。

もっとも、当社は、2026年1月22日開催の取締役会において、第2回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第10回新株予約権の第三者割当による発行を決議しており、当該第三者割当と本第三者割当は短期間内に実施されるものであります。

当該第三者割当と本第三者割当を一体としてみた場合、当社発行済株式総数46,552,784株に対して希薄化率が110.87%、同日現在の総議決権数464,862個に対して111.03%となり、25%以上となるため、本第三者割当は大規模な第三者割当に該当するものとして取り扱っております。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

(本第三者割当のみの場合)

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数 (株) | 総議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%) | 割当後の 所有株式数 (株) | 割当後の 総議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%) |
|--|---|--------------|-----------------------------------|----------------------|---|
| ダイナミックソリューショングループ株式会社 | 東京都港区西新橋1丁目6番12号アイオス虎ノ門404号 | | | 6,959,890 | 12.59 |
| ディライトワークス株式会社 | 東京都港区六本木6丁目10-1 | 6,660,000 | 14.33 | 6,660,000 | 12.04 |
| SCBHK A/C GF SEC CLIENT A/C 1 (常任代理人：株式会社三菱UFJ銀行) | 27/F, GF TOWER B1 LOCKHART ROAD, WANCHAI HONG KONG (常任代理人：東京都千代田区丸の内1-4-5) | 3,836,384 | 8.25 | 3,836,384 | 6.94 |

| | | | | | |
|--|--|------------|-------|------------|-------|
| BNP Paribas London Branch for Prime Brokerg Clearanc ACC for third party (常任代理人: 香港上海銀行東京支店) | 10 HAREWOOD AVENUE LONDON NW1 6AA (常任代理人: 東京都中央区日本橋3-11-1) | 1,800,000 | 3.87 | 1,800,000 | 3.26 |
| WORLDTEX INVESTMENT LIMITED (常任代理人: みずほ証券株式会社) | ROOM 1916, 19 F/, LEE GARDEN ONE 33 HYDSEN AVENUE CAUSEWAY BAY HONG KONG 999077 (常任代理人: 東京都千代田区大手町1-5-1) | 1,555,400 | 3.35 | 1,555,400 | 2.81 |
| 楽天証券株式会社 | 東京都港区南青山2丁目6番21号 | 1,076,200 | 2.32 | 1,076,200 | 1.95 |
| INTERACTIVE BROKERS LLC (常任代理人: インタラクティブ・ブローカーズ証券株式会社) | ONE PICKWICK PLAZA GREENWICH, CONNETICUT 06830 USA (常任代理人: 東京都千代田区霞が関3-2-5) | 838,700 | 1.80 | 838,700 | 1.52 |
| 株式会社SBI証券 | 東京都港区六本木1丁目6番1号 | 794,296 | 1.71 | 794,296 | 1.44 |
| 株式会社ファインドスターグループ | 東京都千代田区麹町1丁目4番地 | 660,000 | 1.42 | 660,000 | 1.19 |
| 前田 喜美子 | 北海道河東郡音更町 | 522,000 | 1.12 | 522,000 | 0.94 |
| 計 | | 17,742,980 | 38.17 | 24,702,870 | 44.67 |

- (注) 1. 2026年3月31日現在の株主名簿、及びその後の2026年6月22日までに提出された大量保有報告書及び変更報告書に基づき記載しております。
2. 割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、本第三者割当による新株予約権付社債及び新株予約権に係る潜在株式数の合計6,959,890株(議決権数は69,598個)を加算して計算しております。
3. 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。

(本第三者割当及び2026年1月22日付決議による第三者割当を含めた場合)

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数 (株) | 総議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%) | 割当後の 所有株式数 (株) | 割当後の 総議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%) |
|---|---|--------------|-----------------------------------|----------------------|---|
| ZUUターゲットファンド for INT投資事業有限責 任組合 | 東京都港区麻布台1丁目3 番1号 | | | 23,225,790 | 23.24 |
| ETモバイルジャパン株式 会社 | 東京都千代田区神田神保町 2丁目19番地 | | | 21,428,500 | 21.44 |
| ダイナミックソリューショ ングループ株式会社 | 東京都港区西新橋1丁目6 番12号アイオス虎ノ門404 号 | | | 6,959,890 | 6.96 |
| ディライトワークス株式会 社 | 東京都港区六本木6丁目10 - 1 | 6,660,000 | 14.33 | 6,660,000 | 6.66 |
| SCBHK A/C GF SEC CLIENT A/C 1 (常任代理人：株式会社三 菱UFJ銀行) | 27/F, GF TOWER B1 LOCKHART ROAD, WANCHAI HONG KONG (常任代理人：東京都千代 田区丸の内1-4-5) | 3,836,384 | 8.25 | 3,836,384 | 3.84 |
| BNP Paribas London Branch for Prime Brokerg Clearnce ACC for third party (常任代理人：香港上海銀 行東京支店) | 10 HAREWOOD A VENUE LONDON NW1 6AA (常任代理人：東京都中央 区日本橋3-11-1) | 1,800,000 | 3.87 | 1,800,000 | 1.80 |
| WORLDTEX INVESTMENT LIMITED (常任代理人：みずほ証券 株式会社) | ROOM 1916, 19 F/, LEE GARDEN ONE 33 HYDSEN AVENUE CAUSEWAY BAY HONG KONG 999077 (常任代理人：東京都千代 田区大手町1-5-1) | 1,555,400 | 3.35 | 1,360,900 | 1.56 |
| 楽天証券株式会社 | 東京都港区南青山2丁目6 番21号 | 1,076,200 | 2.32 | 1,076,200 | 1.08 |
| INTERACTIVE BROKERS LLC (常任代理人：インタラク ティブ・ブローカーズ証券 株式会社) | ONE PICKWICK PLAZA GREENWICH, CONNETICUT 06830 USA (常任代理人：東京都千代 田区霞が関3-2-5) | 838,700 | 1.80 | 838,700 | 0.84 |
| 株式会社SBI証券 | 東京都港区六本木1丁目6 番1号 | 794,296 | 1.71 | 794,296 | 0.79 |
| 計 | | 16,560,980 | 35.63 | 68,175,160 | 68.21 |

- (注) 1. 2026年3月31日現在の株主名簿、及びその後の2026年6月22日までに提出された大量保有報告書及び変更報告書に基づき記載しております。
2. 割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、本第三者割当による新株予約権付社債及び新株予約権に係る潜在株式数の合計6,959,890株、並びに2026年1月22日付決議による第三者割当に係る新株予約権付社債及び新株予約権に係る潜在株式数の合計44,654,290株、合わせて51,614,180株を加算して計算しております。
3. 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

(1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由及び当該大規模な第三者割当による既存株主への影響についての取締役会の判断の内容

a. 大規模な第三者割当を行うこととした理由

上記「第1 募集要項 4 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」に記載のとおりです。

b. 大規模な第三者割当による既存株主への影響についての取締役会の判断の内容

当社取締役会は、本第三者割当及び2026年1月22日付で決議した第三者割当により、既存株主の皆様に対応の希薄化の影響が生じることを認識しております。

また、本第三者割当に係る潜在株式が将来転換又は行使された場合には、当社株式の需給及び市場価格に一定

の影響を及ぼす可能性があることも認識しております。

しかしながら上記を踏まえ、当社取締役会は、本第三者割当により既存株主の皆様へ一定の希薄化の影響が生じることを考慮しても、本第三者割当による資金調達、業務提携先への業績連動インセンティブの付与には必要性及び相当性があり、当社グループの事業継続性の確保、収益構造の改善、財務基盤の強化及び中長期的な企業価値向上に資するものと判断しております。

(2) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

本第三者割当は、2026年1月22日付で決議した第三者割当と短期間内に実施されるものであり、これらを一体としてみた場合、当社発行済株式総数46,552,784株に対して希薄化率が110.87%、同日現在の総議決権数464,862個に対して111.03%となり、希薄化率が25%以上となることから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める大規模な第三者割当に該当するものとして取り扱っております。同規程においては、大規模な第三者割当に該当する第三者割当を行う場合、原則として、経営者から一定程度独立した者による当該第三者割当の必要性及び相当性に関する意見の入手又は株主総会決議などによる株主意思確認手続のいずれかを行うことが求められております。

当社は、本第三者割当による資金調達について、現在の当社の新たな収益事業を確保し、収益拡大を目指すため、本第三者割当による資金調達を実施する必要があることを鑑みると、本第三者割当に係る株主総会決議による株主の意思確認の手続きを経る場合には、臨時株主総会決議を経るまでに日数を要すること、また、臨時株主総会の開催に伴う費用についても相応のコストを伴うことから、総合的に勘案した結果、経営者から一定程度独立した第三者委員会による本第三者割当の必要性及び相当性に関する意見を入手することといたしました。

当社は、当社及び割当予定先との間に利害関係のない社外有識者である松下知輝氏(松下法律事務所 東京都港区赤坂4-1-1 ビステーション赤坂6階、弁護士:松下 知輝)、吉永誠氏(トラスティーズ・寺田松崎会計事務所 東京都千代田区永田町2丁目11番1号山王パークタワー5階、公認会計士:吉永 誠)、上原瑞樹氏(埼玉中央法律事務所 埼玉県さいたま市大宮区宮町2-28 あじせんビル6階、弁護士:上原 瑞樹)の3名によって構成される第三者委員会(以下「本第三者委員会」といいます。)に、本第三者割当の必要性及び相当性に関する客観的な意見を求め、以下の内容の意見書を2026年6月22日に入手しております。

なお、上記第三者委員会の3名は、2026年1月22日付第三者割当における第三者委員会であり、再選していません。

本第三者委員会の意見の概要は以下の通りです。

(本第三者委員会の意見の概要)

本第三者割当には、必要性・相当性が認められる。

(理由)

1. 本第三者割当の必要性

(1) 本第三者割当を実施する目的及び理由

貴社の説明によれば、本第三者割当を実施する目的及び理由は、以下のとおりとのことである。

貴社グループの現在の事業モデルは、不動産事業を安定収益とし、ホテル運営事業において高い成長を目指すものであるが、十分な資金がないことに起因して両事業の収益力向上に必要な投資の実行が制約されている。また、前連結会計年度において4期連続で重要な営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上するなど極めて厳しい財政状態が継続しており、事業収益を安定化させるまでの運転資金の確保及び当面の財政状態の改善が急務となっている。

このような状況を打破し、事業を安定して継続・発展させるためには、安定的に短中期での収益実現が期待できる新規事業を確立することが必要不可欠である。貴社は、こうした状況に鑑みて、生成AI市場の拡大により需要が高まっている「AIデータセンター関連事業及びGPUサーバ販売事業」(以下「本事業」という。)を新たな事業機会と捉え、割当予定先であるダイナミックソリューショングループ株式会社(以下「DSG社」という。)との間で業務提携(以下「本取引」という。)を行うこととした。本取引においては、貴社がGPUサーバを購入する顧客との間で売買契約を締結し、DSG社の子会社である、デジタルダイナミック株式会社(以下「DD社」という。)に対してGPUサーバの発注を行う商流を想定しており、月間で250百万円程度の受発注を予定している。貴社は、本取引においてDD社の帰責事由により発注した商品が納入され

ない等の債務不履行等が生じた場合には、貴社に多額の損害が生じる可能性があることから、当該損害に伴う貴社の金銭的リスク及び回収不能リスクを予め実効的にヘッジするべく、DSG社との業務提携の条件検討にあたっては、DSG社に対して、信用補完資金を差し入れることを求めた。他方で、DSG社からは、業績に連動したインセンティブを付与することが業務提携の条件として提示された。そこで、DSG社とも協議のうえ、貴社は、第3回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」という。）をDSG社に対して発行することとした。本新株予約権付社債は、DD社による債務不履行等が生じた際に生じる貴社の損害額を最小限に抑えるため、当該転換社債については、貴社が本新株予約権付社債を買い取ったうえで、その買入代金支払債務と、DSG社（そのグループ会社であるDD社を含む。）が貴社に対して負担する損害賠償債務その他の金銭債務とを対当額で相殺することができる旨の条項が設定されており、調達する資金300百万円が信用補完資金として機能する。また、業績の向上に伴って株価が向上した場合にDSG社が利益を得られる設計とするべく、社債ではなく新株予約権付社債として発行することが両社間で合意された。当該社債により調達される資金については、DD社とのGPUサーバの取引において、顧客への設置納品までの期間を短縮して売上の回転率を向上させるための在庫を確保する必要性がある場合に、在庫確保費用（仕入代金）として充当する予定である。さらに、DSG社から、本新株予約権付社債に加えて、本事業に係る業務提携の条件として、業績連動の行使条件を付した新株予約権の発行を求められた。そこで、貴社は、DSG社に業績連動のインセンティブを付与することで貴社と同社との業務提携の実効性を高めることを目的として、第11回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）を発行することとした。本新株予約権の発行価額及び行使価額は、本事業の投資資金に充当する予定である。

本第三者委員会は、上記説明について、貴社から提供を受けた資金使途に関する資料、資本業務提携契約書等に照らしても、その内容が裏付けられていることを確認した。そのうえで、貴社の財務状況に照らせば、安定的に短中期での収益実現が期待できる事業を確立する必要があると認められること、本事業は生成AI市場の拡大により需要が高まっており、貴社の取り組む新規事業として合理性が認められること、本事業による短中期的な収益の実現のためにはDSG社との業務提携が重要であること、DSG社との協議により合意した内容は不合理とはいえないことから、貴社が本第三者割当を実施する目的及び理由は合理的であると判断した。

貴社の説明によれば、本第三者割当を実施する目的及び理由は、以下のとおりとのことである。

貴社グループの現在の事業モデルは、不動産事業を安定収益とし、ホテル運営事業において高い成長を目指すものであるが、十分な資金がないことに起因して両事業の収益力向上に必要な投資の実行が制約されている。また、前連結会計年度において4期連続で重要な営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上するなど極めて厳しい財政状態が継続しており、事業収益を安定化させるまでの運転資金の確保及び当面の財政状態の改善が急務となっている。

このような状況を打破し、事業を安定して継続・発展させるためには、安定的に短中期での収益実現が期待できる新規事業を確立することが必要不可欠である。貴社は、こうした状況に鑑みて、生成AI市場の拡大により需要が高まっている「AIデータセンター関連事業及びGPUサーバ販売事業」（以下「本事業」という。）を新たな事業機会と捉え、割当予定先であるダイナミックソリューショングループ株式会社（以下「DSG社」という。）との間で業務提携（以下「本取引」という。）を行うこととした。本取引においては、貴社がGPUサーバを購入する顧客との間で売買契約を締結し、DSG社の子会社である、デジタルダイナミック株式会社（以下「DD社」という。）に対してGPUサーバの発注を行う商流を想定しており、月間で250百万円程度の受発注を予定している。貴社は、本取引においてDD社の帰責事由により発注した商品が納入されない等の債務不履行等が生じた場合には、貴社に多額の損害が生じる可能性があることから、当該損害に伴う貴社の金銭的リスク及び回収不能リスクを予め実効的にヘッジするべく、DSG社との業務提携の条件検討にあたっては、DSG社に対して、信用補完資金を差し入れることを求めた。他方で、DSG社からは、業績に連動したインセンティブを付与することが業務提携の条件として提示された。そこで、DSG社とも協議のうえ、貴社は、第3回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」という。）をDSG社に対して発行することとした。本新株予約権付社債は、DD社による債務不履行等が生じた際に生じる貴社の損害額を最小限に抑えるため、当該転換社債については、貴社が本新株予約権付社債を買い取ったうえで、その買入代金支払債務と、DSG社（そのグループ会社であるDD社を含む。）が貴社に対して負担する損害賠償債務その他の金銭債務とを対当額で相殺することができる旨の条項が設定されており、調達する資金300百万円が信用補完資金として機能する。また、業績の向上に伴って株価が向上した場合にDSG社が利益を得られる設計とするべく、社債ではなく新株予約権付社債として発行することが両社間で合意された。当該社債により

調達される資金については、DD社とのGPUサーバの取引において、顧客への設置納品までの期間を短縮して売上の回転率を向上させるための在庫を確保する必要性がある場合に、在庫確保費用(仕入代金)として充当する予定である。さらに、DSG社から、本新株予約権付社債に加えて、本事業に係る業務提携の条件として、業績連動の行使条件を付した新株予約権の発行を求められた。そこで、貴社は、DSG社に業績連動のインセンティブを付与することで貴社と同社との業務提携の実効性を高めることを目的として、第11回新株予約権(以下「本新株予約権」という。)を発行することとした。本新株予約権の発行価額及び行使価額は、本事業の投資資金に充当する予定である。

本第三者委員会は、上記説明について、貴社から提供を受けた資金使用に関する資料、資本業務提携契約書等に照らしても、その内容が裏付けられていることを確認した。そのうえで、貴社の財務状況に照らせば、安定的に短中期での収益実現が期待できる事業を確立する必要があると認められること、本事業は生成AI市場の拡大により需要が高まっており、貴社の取り組む新規事業として合理性が認められること、本事業による短中期的な収益の実現のためにはDSG社との業務提携が重要であること、DSG社との協議により合意した内容は不合理とはいえないことから、貴社が本第三者割当を実施する目的及び理由は合理的であると判断した。

(2) 本第三者割当に係る資金の具体的な使途

貴社の説明によれば、本第三者割当により調達を予定している資金についての具体的な使途及びその合理性は以下のとおり考えているとのことである。

AIデータセンター事業の信用補完資金及び在庫確保資金(300百万円)

本新株予約権付社債の発行により調達する300百万円は、第一に、本取引においてDD社による債務不履行等が生じた際に生じる貴社の損害額を予め保証するものと位置づけられる。すなわち、本新株予約権付社債に、貴社が本新株予約権付社債を買い取ったうえで、その買入代金支払債務と、DSG社(そのグループ会社であるDD社を含む。)が貴社に対して負担する損害賠償債務その他の金銭債務とを対当額で相殺することができる旨の条項を設定することで、資金300百万円の社債の存在自体が、貴社との関係で、DSG社による貴社に対する信用補完資金として機能する。第二に、資金300百万円は、DD社とのGPUサーバの取引において、在庫を確保する必要性がある場合に、在庫確保費用(仕入代金)として充当される(支出予定時期:2026年7月~2029年6月)。

300百万円を在庫確保費用として支出した場合であっても、DSG社に対する社債の返済義務は残存し、また、本新株予約権付社債の転換には1年間の転換制限が付されている(なお、DSG社より、1年間を超える転換制限は受け入れ不可との回答を得ている)ため、少なくとも当該期間は相殺条項等による貴社のリスク低減効果が維持されること、後記2(3)ウのとおり、本新株予約権付社債の転換価額は130円であり2026年6月22日(取締役会決議日の前取引日)の貴社の普通株式終値である90円(小数点以下四捨五入。以下同じ。)を40円上回るため、転換制限期間の経過後も貴社の企業価値が向上するまでは転換されないと想定されること、転換される時点では貴社の財務基盤及び資金調達能力も改善している蓋然性が高く、相殺条項等による直接的な債権保全の必要性自体が一定程度低下していることと見込まれること、本事業におけるGPUサーバの在庫確保費用は月間で250百万円と見込まれることから、300百万円を当該費用に充当することは合理的と考えている。

AIデータセンター事業のGPUサーバ販売に係る運転資金(411百万円)

本新株予約権の発行により調達する資金のうち300百万円、及び将来の行使により調達する資金のうち408百万円の合計411百万円を、本事業の仕入資金、人材費用、販売管理費用の運転資金に充当する予定(支出予定時期:2026年9月~2028年6月)である。具体的には、仕入資金として381百万円、人材費用及び販売管理費用として300百万円を充当することを想定している。本事業におけるGPUサーバの在庫確保費用は月間で250百万円と見込まれていること、人材費用及び販売管理費用として2年で300百万円と見込まれることから、上記のとおり資金411百万円を充当することは合理的と考える。

本第三者委員会は、上記説明について、貴社から提供を受けた資金使用に関する資料、資本業務提携契約書等に照らしても、その内容が裏付けられていることを確認した。そのうえで、本各資金使途は本事業の展開のために必要なものと認められること、本新株予約権付社債の転換に係る条件は本取引の実行による収益性向上

の実現とリスクヘッジの均衡の観点から合理的な範囲と認められることから、本第三者割当に係る資金の具体的な使途は合理的であると判断した。

(3) 前回割当との関係性

貴社の説明によれば、貴社は、2026年2月9日付けで第三者割当による第2回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第10回新株予約権の発行(以下「前回割当」という。)を実施したにもかかわらず、なお本第三者割当を行うことの必要性については以下のとおり考えているとのことである。

前回割当は、貴社の厳しい経済状況に照らして、運転資金、既存事業の投資資金(不動産仕入、運営ホテルの保証金等)、短中期的なキャッシュフロー改善のための新規投資事業資金(企業M&A、新規事業[AI、Web3等])の投資資金及び社債返還資金を調達するために実施したものである。他方で、本第三者割当は、調達された資金が新規投資に使用される点において前回割当と共通するものの、その主たる目的は、本取引を実施するために必要な、(i)本事業における信用補完資金の確保、及び(ii)業務提携先であるDSG社に対する業績連動のインセンティブ付与にある。すなわち、本第三者割当は、本取引の実現のための手段として実行されるものであるから、前回割当の実施の有無及びその調達状況に関わらず、固有の必要性が認められる。

本第三者委員会は、貴社から提供を受けた資金使途に関する資料、資本業務提携契約書等に照らしても、その内容が裏付けられていることを確認した。そのうえで、本取引の実現のためには本第三者割当が必要と認められることから、前回割当とは別に、本第三者割当を行う必要性があると判断した。

(4) 検討

以上のとおり、(1)、(2)及び(3)に係る貴社の説明にはいずれも不合理な点はなく、本第三者委員会が共有を受けた各資料との整合性に疑義も生じなかったことから、本第三者委員会として、本第三者割当の必要性は認められると考える。

2. 本第三者割当の相当性

(1) 資金調達手段の相当性

貴社の説明によれば、本第三者割当の手法(以下「本スキーム」という。)は、以下のとおり、主としてDSG社との業務提携に係る取引条件の交渉並びに他の資金調達手段との比較の結果、手段としての相当性が認められるとの判断のうえで決定されたとのことである。

ア DSG社との業務提携に係る取引条件の交渉

貴社は、本取引においてDD社の帰責事由により発注した商品が納入されない等の債務不履行等が生じた場合には、貴社に多額の損害が生じる可能性があることから、当該損害に伴う貴社の金銭的リスク及び回収不能リスクを予め実効的にヘッジするべく、DSG社との業務提携の条件検討にあたっては、DSG社に対して、信用補完資金を差し入れることを求めた。他方で、DSG社からは、業績に連動したインセンティブを付与することが業務提携の条件として提示された。そこで、双方の条件を実現する手段として、本新株予約権付社債及び本新株予約権を併せて発行する本スキームが提案された。

イ 他の資金調達手段との比較

他の資金調達手段のうち、銀行借入・社債のみによる資金調達については、調達金額が全額負債として計上されるため、財務健全性が低下し、今後の借入余地が縮小する可能性があることから、資金調達方法として適切ではない。

次に、エクイティ・ファイナンス手法での資金調達に関しては、公募増資については、一度に資金調達が可能となるものの、時価総額や株式の流動性によって調達金額に限界があり、貴社の時価総額や株式の流動性を勘案すると必要額の調達が困難であると考え、同時に将来の1株当たりの利益の希薄化が即時に生じるために株価に対して直接的な影響を与える可能性があることから、株主割当増資については、資力等の問題から割当先である株主の応募率が不透明であり、また実務上も近時において実施された事例が乏しいため、貴社としてもどの程度の金額の資金の調達が可能なかの目途を立てることが非常に困難であること、参加率を上げるために払込金額を低く設定した場合には株価に大きな悪影響を与える可能性も否定でき

ないことから、第三者割当の方法による新株式の発行については、資金調達が一度に可能となるものの、同時に将来の1株当たりの利益の希薄化が即時に生じるために株価に対して直接的な影響を与える可能性があることから、新株予約権のみに限定した資金調達については、株価の動向により権利行使が進まない事態が想定され、この場合は調達金額が想定を下回ることから、MSCBについては、相対的に転換の速度が速い傾向にあるものの、転換により交付される株数が転換価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了まで転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きく貴社株主へのデメリットが大きいと考えられることから、ライツ・イシューについては、コミットメント型は国内で実施された実績が乏しく資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想される点や時価総額や株式の流動性による調達額の限界があることから、ノンコミットメント型は貴社は最近2年間に於いて経常赤字を計上しているため取引所の定める上場基準を満たさないため実施できないことから、行使価額修正条項付新株予約権については、株価動向によっては、当該新株予約権の行使が十分にされず貴社が必要とする資金を十分に調達できない可能性があることから、それぞれ今回の資金調達方法として適当でない。

一方で、転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権による資金調達手法は、即時に希薄化が生じることがないことから、株価への影響が相対的に軽減されることが期待されること、新株予約権付社債のみを発行する場合と異なり、新株予約権も併せて発行するため、負債のみが増加することなく、かつ、希薄化の影響も一定程度抑制することが可能であること、転換社債型新株予約権付社債部分については払込期日における確実な払込みが期待できるため、払込期日に無利息でまとまった資金調達が可能であり、かつ、将来的に株価が上昇し株式への転換が進む場合には、額面相当額の返済を要せず、自己資本の増強や財務基盤を強化することが期待できることから、貴社における資金調達方法として適当である。また、後記(3)アのとおり、本スキームにおいて本新株予約権付社債の転換価額は市場価格を上回るプレミアム水準に設定されており、後記(3)イ及びエのとおり、本新株予約権は行使価額が市場価額と同額に設定され、かつ業績条件の行使条件が設定されていることから、本第三者割当は、引受先に株価向上へのインセンティブを与えつつ既存株主の希薄化リスクを抑える設計となっているといえ、相当である。

上記説明に特段不合理な点は認められず、本スキームは、DSG社との業務提携に係る取引条件という事業上の強い要請に合致しつつ、貴社の現時点における本事業に係る資金調達ニーズ及び既存株主の利益保護を踏まえた資金調達手法として合理的であると考えられるため、本第三者委員会は、本スキームを選択することは相当であると判断した。

(2) 割当予定先について

貴社の説明によれば、DSG社を本新株予約権付社債及び本新株予約権の割当予定先とした理由は以下のとおりとのである。

DSG社は、フィンテックサービスや情報処理システム等への投資を主事業とする会社である。貴社は、新たな事業機会としてAIデータセンター事業を検討する中、前回割当の割当先であるZUUターゲットファン ド for I N T 投資事業有限責任組合の運営母体である株式会社ZUUよりDSG社の紹介を受けた。(i) D S G社自身が同組合の有限責任組合員であるという関係性を有していること、(ii) D S G社のグループ会社には、AIデータセンター運営・構築支援等を行うデジタルダイナミック株式会社があり、DSG社が当該グループ会社を通じてAIデータセンター関連事業に関する高度な専門知見、ネットワーク及び事業推進能力を有しているため、貴社が新規事業へ迅速に参入し新たな収益機会の創出や企業価値向上を図るための不可欠な業務提携パートナーとして極めて適切であると判断したこと、(iii) D S G社から、本第三者割当により取得する証券及び株式並びにこれらの転換又は行使により取得する貴社普通株式について、短期売買を目的とするものではなく、貴社との業務提携の推進、並びに貴社グループの収益拡大及び企業価値向上を目的として保有する方針である旨の説明を受けており、将来的に貴社普通株式を市場で売却する場合にも貴社の要請に応じて市場への影響に十分配慮するとの回答を得ていること等の諸事情を総合的に勘案し、同社を本新株予約権付社債及び本新株予約権の割当予定先として選定した。

本第三者委員会は、上記説明に特段不合理な点は見当たらないことを確認した。

また、貴社から、第三者調査機関であるリスクプロ株式会社(代表取締役 小坂橋仁)が2026年6月8日付で作成した調査報告書の開示を受け、DSG社並びにその役員及び主要株主等の関係者が暴力団等の反社会的勢力とは何ら関係がない旨の調査結果を確認した。

DSG社の払込能力について、本第三者委員会が貴社を通じてDSG社から提出を受けた6月9日時点の預金残高証明書の額は、474百万円であった。貴社によれば、本資金のうち300百万円は、DSG社の子会社であるDD社からの借入金(年利1%、返済期間3年、返済期限2029年6月末)である旨を口頭で確認しているとのことである。これは、本第三者割当に係る払込資金の総額(722百万円)を下回る額である。もっとも、(i)本新株予約権付社債及び新株予約権の発行に必要な資金である303百万円(本新株予約権付社債の払込金額300百万円及び本新株予約権の払込金額3百万円の合計)については確保されている。(ii)また、貴社によれば、DSG社は、新株予約権の行使に必要な資金418百万円の全額については現時点では確保できていないものの、業績の向上に応じた本新株予約権の行使によって取得した株式の売却により都度充当することを考えており、かつ業績連動の条件が未達であれば行使しない予定と説明しているとのことである。これらの事情に鑑みれば、DSG社は、発行に係る払込みに必要な資金は確保しており、本新株予約権の行使に係る資金についても前記の方法により充当する見込みがあることから、払込能力及び資金源に支障がないものと認められる。

以上より、貴社の説明及び各資料によればDSG社を割当予定先とすることに不合理な点はないと認められることから、本第三者委員会は、同社への割当は相当であると判断した。

(3) 発行条件等について

ア 本新株予約権付社債の発行価額及び転換価額について

本第三者委員会は、本新株予約権付社債の発行価額及び転換価額の相当性に関して、茄子評価株式会社が作成した評価報告書を検討した。

茄子評価株式会社について、貴社の説明によれば、第三者割当増資の引受案件において多数の評価実績を有し、新株予約権付社債の発行実務及び価値評価に関する専門知識・経験を有すると認められ、また、貴社及びDSG社との間に重要な利害関係はないとのことであるから、独立性を有する第三者算定機関として適切と考えられる。

当該報告書について、他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施した上で、本新株予約権付社債の発行要項等に定められた諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして採用したモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、評価基準日(2026年6月22日)の市場環境やDSG社の権利行使行動等を考慮した一定の前提(貴社の株価、ボラティリティ、配当利回り、無リスク利率、DSG社の権利行使行動、社債の割引率7.00%等)を置き、株式市場での売買出来高(流動性)を反映した上で、本新株予約権付社債の評価が実施されているところ、当該算定に用いられた手法、前提条件及び合理的に想定された仮定等に特段の不合理な点はないため、公正価値の算定結果(新株予約権付社債の額面100円につき91.69~96.65円)は妥当であると考えられる。また、貴社は、当該算定結果をもとにDSG社と協議した結果、DSG社に本事業に係る業績に連動したインセンティブを付与しつつ既存株主の希薄化リスクを抑える設計にするために、本新株予約権付社債の転換価額を2026年6月22日(取締役会決議日の前取引日)の貴社の普通株式終値である90円(小数点以下四捨五入。以下同じ。)を40円上回る130円とし、転換価額の修正については行わないこととしたとのことである。

本第三者委員会として、上記の説明や算定経緯に特に不合理な点は認められないと考える。

イ 本新株予約権の発行価額及び行使価額について

本第三者委員会は、本新株予約権の発行価額及び行使価額の相当性に関して、茄子評価株式会社が作成した評価報告書を検討した。

茄子評価株式会社について、貴社の説明によれば、第三者割当増資の引受案件において多数の評価実績を有し、新株予約権の発行実務及び価値評価に関する専門知識・経験を有すると認められ、また、貴社及びDSG社との間に重要な利害関係はないとのことであるから、独立性を有する第三者算定機関として適切と考えられる。

当該報告書について、他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施した上で、本新株予約権の発行要項等に定められた諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして採用したモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、評価基準日(2026年6月22日)の市場環境やDSG社の権利行使行動等

を考慮した一定の前提(貴社の株価、ボラティリティ、配当利回り、無リスク利率、DSG社の権利行使行動、業績条件の達成率が50%であること等)を置き、株式市場での売買出来高(流動性)を反映した上で、本新株予約権の評価が実施されているところ、当該算定に用いられた手法、前提条件及び合理的に想定された仮定等に特段の不合理な点はないため、公正価値の算定結果は妥当であると考えられる。また、貴社は、この算定結果をもとにDSG社と協議した結果、DSG社に本事業に係る業績に連動したインセンティブを付与しつつ既存株主の希薄化リスクを抑える設計にするために、本新株予約権の発行価額を新株予約権1個につき76円とし、本新株予約権の当初行使価額を2026年6月22日(取締役会決議の前取引日)の貴社の普通株式終値である90円と同額に決定したとのことである。

本第三者委員会として、上記の説明や算定経緯に特に不合理な点は認められないと考える。

ウ 希薄化について

本新株予約権付社債及び本新株予約権に係る潜在株式数は、それぞれ2,307,690株(議決権数23,076個)及び4,652,200株(議決権数46,522個)の合計6,959,890株(議決権数69,598個)となり、2026年6月22日現在の発行済株式総数46,552,784株(議決権数464,862個)に対して、本新株予約権付社債の発行により4.96%(議決権比率4.96%)、本新株予約権の発行により9.99%(議決権比率10.01%)の合計14.95%(議決権比率14.97%)の希薄化が生じることになる。さらに、前回割当分に係る潜在株式数44,654,290株(議決権数446,542個)と一体として合算した場合には、潜在株式数の合計は51,614,180株(議決権数516,140個)となり、同日現在の発行済株式総数及び総議決権数に対して、110.87%(議決権比率111.03%)の希薄化が生じることになる。

この点について、当該希薄化により既存株主に生じる影響及びメリットについて貴社に説明を求めたところ、以下のとおり説明があった。

本第三者割当及び前回割当により相当程度の希薄化は生じるものの、本第三者割当によってDSG社との本事業に係る業務提携が実現することにより、貴社グループの新たな収益機会の創出、収益構造の改善及び中長期的な企業価値向上が期待できると考えられる。

本新株予約権付社債及び本新株予約権の全てが転換乃至行使された場合の最大交付株式数6,959,890株を転換期間及び行使期間(注1)である2年間(245日/年営業日で計算)で売却するとした場合の1日当たりの売却数は合計約14,204株となり、過去6か月間における1日当たりの平均出来高565,325株の2.51%となる。また、前回割当分を含めた最大交付株式数51,614,180株を全て2年間(245日/年営業日で計算)で均等に売却すると仮定した場合(注2)であっても、1日当たりの数量は合計約105,335株となり、同平均出来高の18.63%の範囲に収まる。よって、株価に与える影響は限定的と考えられる。

本新株予約権付社債の転換価額は130円であり、取締役会決議日前取引日の市場株価(90円)を上回る水準に設定されている。また、本新株予約権の行使価額は90円であって当該市場株価と同額である。加えて、後記工記載のとおり、DSG社において一定の業績条件を達成しなければ、本新株予約権を行使することができない。したがって、DSG社が利益を得るためには、株価が130円を超えるか、または株価が90円を超え、かつ業績条件を達成する必要があるため、転換乃至行使は、貴社の企業価値が向上した時点で行われることが想定される。またその場合、転換乃至行使時点においては、貴社の普通株式の1株当たりの価値も、本第三者割当以前よりも上昇する可能性が相当程度認められる。さらに、本新株予約権付社債には発行後1年間の転換制限が設定されており、本新株予約権についても10段階の業績マイルストーンに応じて10分の1ずつしか段階的に行使できないため、新株が一時に集中して市場に放出されるリスクは制度的に一定程度制限されている。加えて、貴社が割当予定先に対し、市場で売却する場合には市場への影響に十分配慮するよう要請し、DSG社からも売却時には市場への影響を十分考慮するとの回答を得ていることを確認している。

(注1) 本新株予約権付社債に係る潜在株式数2,307,690株の転換期間は2027年7月10日より2年、本新株予約権に係る潜在株式数4,652,200株の行使期間は2026年7月10日より2年間であるが、売却数の算定の便宜上、両者の転換期間及び行使期間が完全に一致するものと仮定した。

(注2) 前回割当に係る新株予約権付社債及び新株予約権の転換期間及び行使期間は、2026年2月9日から2年間であるが、売却数の算定の便宜上、本新株予約権付社債及び本新株予約権に係る転換期間及び行使期間と完全に一致するものと仮定した。

前回割当に加えて本第三者割当を実施することによって相当程度の株式の希薄化は生じるものの、上記乃至の事情に鑑みれば、企業価値の向上を促進するメリットが認められ、また、市場への急激な影響は制

度的に抑制されており、既存株主に生じる不利益は合理的な範囲にとどまると考えられる。よって、本第三者委員会は、希薄化の点でも本第三者割当は相当であると判断した。

エ 本新株予約権の行使条件について

本新株予約権の権利行使条件について、貴社より開示を受けた総数引受契約書によれば、引受者であるD S G社は、資本業務提携契約が有効に存続していること、D S G社及びD S G社のグループ会社との取引における貴社が取り扱うG P Uサーバの取扱金額の総額(但し、貴社のみ営業努力により販売先となった顧客との間の取引金額を除く。以下同じ。)における貴社の取扱金額に対する利益率が3%以上であること、直前3か月間、6か月間又は12か月間におけるG P Uサーバの取扱金額の総額が設定された10段階のマイルストーン(7.5億円~60億円)を達成すること、という3つの条件を全て満たした場合にのみ、達成したマイルストーンに応じて各10%ずつ段階的に行使が認められる設計となっている(なお、10段階の各業績条件を達成した際は、その後いつでも達成分について行使可能である。)

貴社の説明によれば、は、本新株予約権は本取引に係るD S G社に対するインセンティブの付与として発行されるものであり、資本業務提携契約が解消された場合には行使を認める必要はないため、は、行使条件を取扱金額のみに連動させるとした場合には、貴社に利益が生じていないにもかかわらず行使される可能性があるから、これを防止するため、は、取扱金額の目標値を段階的に設定することで、D S G社の成果に応じて合理的な範囲で利益が生じる設計とするため、それぞれ設定したとのことである。

当該行使条件は、本新株予約権の主たる目的(D S G社に対して、本事業を積極的に推進させ貴社の利益を向上させることを促すインセンティブを付与すること)に即しており、本取引の目的である貴社グループの新たな収益機会の創出と企業価値の向上を実効的に担保する仕組みとして合理的に設計されていると認められる。よって、本第三者委員会は、本新株予約権の行使条件は相当であると判断した。

オ 小括

以上の事情を考慮すると、結論として本第三者割当の発行条件等の相当性が認められると考える。

(4) 検討

以上のとおり、(1)乃至(3)を総合的に考慮した結果、本第三者委員会として、本第三者割当の相当性は認められると考える。

以上

上記意見書を参考に討議・検討した結果、当社は、2026年6月10日付の取締役会において、本資金調達を行うことを決議いたしました。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項なし。

8 【その他参考になる事項】

該当事項なし。

第4 【その他の記載事項】

該当事項なし。

第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】

該当事項なし。

第三部 【追完情報】

1 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第28期、提出日2026年6月22日)(以下「有価証券報告書等」といいます。)の提出日以降、本有価証券届出書提出日(2026年6月23日)までの間において、当該有価証券報告書等に記載

された「事業等のリスク」について、変更及び追加すべき事項はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（2026年6月23日）現在においても変更の必要はないものと判断しております。

2 臨時報告書の提出

「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第28期、提出日2026年6月22日）の提出日以降、本有価証券届出書提出日（2026年6月23日）までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

(2026年6月23日提出)

1 提出理由

2025年6月23日開催の当社第28期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2026年6月23日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役4名選任の件

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 決議事項 | 賛成数 (個) | 反対数 (個) | 棄権数 (個) | 可決要件 | 決議の結果及び 賛成(反対)割合(%) |
|--------------------|------------|------------|------------|-------|------------------------|
| 第1号議案 定款一部変更の件 | 266,812 | 65,012 | | (注) 1 | 可決 80.41 |
| 第2号議案 取締役4名選任の件 | | | | | |
| 何 同 壘 | 265,307 | 66,610 | | (注) 2 | 可決 79.93 |
| 須藤 茂 | 265,769 | 66,148 | | | 可決 80.07 |
| 仇 非 | 265,750 | 66,167 | | | 可決 80.07 |
| 小佐野 匠 | 265,736 | 66,181 | | | 可決 80.06 |

(注) 1．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。

(2026年6月23日提出)

1 提出理由

当社は、2026年6月23日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社取締役及び従業員に対し、下記のとおり新株予約権を発行することを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 銘柄

株式会社イントランス第12回新株予約権

(2) 発行数

新株予約権 18,500個

上記総数は、割当予定数であり、引き受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、その割当ての総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

(3) 申込期間

2026年7月9日

(4) 割当日

2026年7月9日

(5) 払込期日

2026年7月9日

(6) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式1,850,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。)但し、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。

(7) 各本新株予約権の払込金額

1個当たり金50円

(8) 本新株予約権の行使により発行又は移転する財産の価額

各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に付与株式数を乗じた額とする。

本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、当初金96円とする。

(9) 行使価額の調整

当社が、本新株予約権の割当日後、当社が普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

当社が、本新株予約権の割当日後、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使による新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行・処分株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から、当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

本新株予約権の割当日後、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

(10) 本新株予約権を行使することができる期間

2026年7月10日から2029年7月9日まで(但し、2029年7月9日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日まで)とする。

(11) その他の本新株予約権の行使の条件

本新株予約権者が2026年7月10日から2029年7月9日までに死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。

本新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。但し、以下の 、 、 の場合を除き、当社取締役会が合理的に別段の取扱いを行うことについて賛成した場合にはこの限りではない。

a. 禁錮刑以上の刑に処せられた場合

b. 当社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又は当該会社の取締役等の役員若しくは使用人に就任する等、名目を問わず当社と競業した場合(但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。)

法令違反その他不正行為により、当社の信用を損ねた場合

差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合

支払停止若しくは支払不能となり、又は振出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りになった場合

破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合又は自らこれを申し立てた場合

就業規則に違反し、懲戒処分を受けた場合

役員として果たすべき忠実義務等に違反した場合

反社会的勢力又は反市場勢力に該当する疑いのある場合並びに過去5年以内にこれらに該当した疑いのある場合

(12) 本新株予約権の取得条項

当社が消滅会社となる合併契約の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約の議案若しくは株式移転計画の議案につき当社が決定した場合(株主総会決議が不要の場合は当該議案につき当社取締役会が決定した場合)又は株主から当該株主総会の招集の請求があった場合において、当社は、当社取締役会が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、本新株予約権の全部を無償で取得する。ただし、当社取締役会が有償で取得すると決定した場合には取締役会が定めた金額で本新株予約権の全部を有償で取得することができる。

当社は、本新株予約権者が第11項に基づき権利行使の条件を欠くこととなった場合、本新株予約権者が本新株予約権を放棄した場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。

当社は、第12項第1号及び2号に定める場合を除き、本新株予約権を取得することはできない。

(13) 本新株予約権の強制行使

本新株予約権者は、割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に、一度でも、金融商品取引所における当社の普通株式の株価終値の連続する21営業日の平均値が行使価額に60%を乗じた価額を下回った場合、本新株予約権者は残存する全ての本新株予約権を行使期間の終期までに行使しなければならない。但し、第11項記載の本新株予約権の行使条件を満たさない場合は、この限りではない。

(14) 本新株予約権の譲渡

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

(15) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(16) 本新株予約権の行使請求の方法

本新株予約権を行使する場合、第10項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に当社所定の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。

本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて当社所定の払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

本新株予約権の行使請求の効力は、当社所定の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

(17) 組織再編行為の際の本新株予約権の取扱い

当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、株式交換又は株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以下総称して「組織再編行為」という。)をする場合、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する本新株予約権者に対し、それぞれの場合に応じて会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づき交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、第6項に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、第8項及び第9項に準じて行使価額につき合理的な調整がなされた額に、上記第(3)号に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

第10項に規定する本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、第10項に規定する本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

第11項に準じて決定する。

新株予約権の取得事由及び取得条件

第12項に準じて決定する。

新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認(再編対象会社が取締役会設置会社でない場合は株主総会)を要するものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
第15項に準じて決定する。

その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

(18) 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

(19) 本新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め

本新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(20) 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び本新株予約権者との間で締結する予定の新株予約権割当契約に定められた諸条件を考慮し、第三者評価機関である茄子評価株式会社(東京都港区麻布十番一丁目2番7号ラフィネ麻布十番701号室、代表取締役 那須川進一)が一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、本新株予約権1個の払込金額を算定結果を上回る金50円とした。具体的には、株価変動性や配当利回り等の前提条件に基づき、コンピュータの乱数生成機能を使用して株価の将来シミュレーション(以下、「株価のパス」といいます。)を行い、発生させた株価のパスに対して、本新株予約権の権利行使の有無を判定し、権利行使される場合にはその利得を算出し、その権利行使による利得を後述の無リスク金利で割り引いた現在価値を算出します。この行為を100万回繰り返し、株価のパスごとに算出される割

引現在価値の平均値をもって新株予約権の価値評価額としております。また、株価のパスは、株価が対数正規分布に従うとの仮定に基づき、発生させています。この仮定はブラック・ショールズ・モデルにおいても採用されている一般的な仮定となっております。使用した計算基礎率は、評価基準日における東京証券取引所終値90円、行使価額96円、予想残存期間として権利行使期間の満期までの期間3.05年、予定配当率(年率)として2026年度3月期配当実績である0.00%、無リスク金利(年率)として予想残存期間に対応する期間の国債利回りである評価基準日における3年国債利回りを参照、株価変動性(年率)として予想残存期間に対応する過去期間の株価を参照し57.75%としております。また、本発行要項第13号に記載の強制行使条項に抵触した場合には、満期時点において行使を行う想定を置いております。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第8項記載のとおりとし、行使価額は本新株予約権の払込価額を考慮して、決議日前日の終値の106%(小数第三位を四捨五入)となる金96円/株とする。本新株予約権は、有償により発行されるものであり、その発行価額については、当社及び割当予定先から独立した第三者評価機関が算定した評価額を基礎として決定しております。また、本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の発行決議日前日の当社普通株式の終値を基準として設定しており、割当予定先に対して特に有利な条件による発行には該当しないものと判断しております。さらに、本新株予約権には、当社株価が一定の下限株価を上回った場合に権利行使を義務付ける条項が付されておりますが、当該条項は権利者の権利行使の自由を制限するものであり、権利者に対して追加的な経済的利益を付与するものではありません。以上より、本新株予約権の発行条件は公正なものであり、会社法第238条第3項第2号に定める特に有利な条件による発行には該当しないものと判断しております。

(21) その他

本発行要項の規定中、読み替えその他の措置が必要になるときは、会社法の規定及び本新株予約権の趣旨に従い、本発行要項の規定の変更等当社が適切と考える方法により、必要な措置を講ずることができるものとする。

その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社取締役会に一任する。

(22) 新株予約権の割当ての対象者、その人数及びその内訳並びに割り当てる新株予約権の数

当社取締役 3名に対し、10,200個

当社従業員 6名に対し、8,300個

(内訳)

代表取締役社長 何同璽 3,700個

取締役 須藤 茂 4,500個

取締役 仇非 2,000個

当社従業員 6名 8,300個

なお、上記対象となる者の人数は本新株予約権発行時点の予定人数であり増減することがある。また、上記割当新株予約権数は上限の発行数を示したものであり、申込数等により減少することがある。

(23) 本新株予約権の発行価額の総額

発行価額の総額は178,525,000円(S0発行価額+行使価額の総額)

(24) 勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として企業内容等の開示に関する内閣府令第2条第2項に規定する会社の取締役、会計参与、執行役、監査役又は使用人である場合の、当該会社と提出会社との関係

関係

該当事項なし。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

| | | | |
|---------|----------------|-----------------------------|-------------------------|
| 有価証券報告書 | 事業年度 (第28期) | 自 2025年4月1日 至 2026年3月31日 | 2026年6月22日 関東財務局長に提出 |
|---------|----------------|-----------------------------|-------------------------|

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

第六部 【特別情報】

該当事項なし。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2026年 6月22日

株式会社イントランス
取締役会 御中

三優監査法人

東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 齋 藤 浩 史
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 森 田 聡
業 務 執 行 社 員

< 連結財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社イントランスの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社イントランス及び連結子会社の2026年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定(社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。)に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

| 継続企業の前提に関する重要な不確実性の有無についての経営者による判断の妥当性 | |
|--|--|
| 監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由 | 監査上の対応 |
| <p>会社グループは、当連結会計年度において4期連続で重要な営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上し、また、重要なマイナスの営業キャッシュ・フローを計上している。2026年2月9日付で転換社債型新株予約権付社債や新株予約権の発行による現預金の払込みがあり、当連結会計年度末で保有する現金及び預金は1,504百万円となっているが、これら転換社債型新株予約権付社債の株式転換や新株予約権の権利行使がされていない。こうした状況から、当連結会計年度末において、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在している。</p> <p>経営者は、当該状況を解消するための対応策として、a. 事業の収益構造の改善、b. 費用構造の改善、c. 資金調達に取り組むこととしている。</p> <p>経営者は、対応策を反映した事業計画から、将来の不確実性の影響を考慮した資金計画に基づき、当連結会計年度末日の翌日から1年間の資金繰りに重要な懸念はないため、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断している。</p> <p>継続企業の前提に関する重要な不確実性の有無についての経営者による判断の妥当性を検討するためには、上記の資金計画及び基礎となる事業計画の検討が必要になるが、資金計画の作成には経営者の主観的な判断や不確実性を伴うことから、当監査法人は、継続企業の前提に関する重要な不確実性の有無についての経営者による判断の妥当性が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p> | <p>当監査法人は、継続企業の前提に関する重要な不確実性の有無についての経営者による判断の妥当性を検討するにあたり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 過年度における事業計画及び資金計画と実績値を比較し、経営者の見積りの信頼性の程度や不確実性の程度を評価した。 ・ 事業計画の基礎となる対応策の内容について、経営者に質問するとともに、当該対応策の実施状況や進捗状況を示す資料等を閲覧した。 ・ 事業計画の基礎となる既存事業が、過去実績や事業環境に照らし、合理的に作成された事業計画になっていることを確認した。 ・ 収益構造の改善策について内容及び不確実性の程度を理解し、不確実性が反映された事業計画になっていることを確認した。 ・ 経営者による資金計画の作成過程を理解し、基礎となる事業計画との整合性を確認した上で、経営者が評価した不確実性が反映された資金計画になっていることを確認した。 |

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社イントランスの2026年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社イントランスが2026年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定(社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。)に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他

の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

< 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年6月22日

株式会社イントランス
取締役会 御中

三優監査法人

東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 齋 藤 浩 史
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 森 田 聡
業 務 執 行 社 員

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社イントランスの2025年4月1日から2026年3月31日までの第28期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社イントランスの2026年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

継続企業の前提に関する重要な不確実性の有無についての経営者による判断の妥当性

結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（継続企業の前提に関する重要な不確実性の有無についての経営者による判断の妥当性）と同一内容であるため、記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を

行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
 - 2 XBRLデータは監査の対象に含まれていません。